

仲裁規則 調停規則



国際商業会議所 (ICC)
International Chamber of Commerce
33-43 avenue du Président Wilson
75116 Paris, France
www.iccwbo.org

著作権 © 2014 年
国際商業会議所 (ICC)

無断複写・転載などを禁ずる。

国際商業会議所は、本書についての全ての著作権およびその他の知的財産権を有している。国際商業会議所の書面による許可がない限り、法律により許されている場合を除き、いかなる形式または手段においても複製、頒布、送信、翻訳、翻案することを禁ずる。国際商業会議所からの許可については、copyright.drs@iccwbo.org を通じて申請することができる。

本規則は様々な言語により出版されているが、英語およびフランス語による版のみが正文となる。

ICC、ICC のロゴ、CCI、International Chamber of Commerce (スペイン語、フランス語、ポルトガル語、中国語の翻訳を含む)、World Business Organization、International Court of Arbitration および ICC International Court of Arbitration (スペイン語、フランス語、ドイツ語、アラビア語、ポルトガル語の翻訳を含む) は全て、複数の国々で登録されている ICC の商標である。

デザイン：Fishburn™
www.thisisfishburn.com

印刷：フランス 2014 年 9 月
Imprimerie Port Royal, Trappes (78)

Dépôt légal septembre 2014

仲裁規則

調停規則

本書は、国際商業会議所 (ICC) が提供する 2 つの別個の、しかし相互に補完的な紛争解決手続を含むものである。ICC 仲裁規則に基づく仲裁は、中立的な仲裁廷による拘束力のある決定を導き出す公式な手続であり、その決定は、各国の国内仲裁法および国際条約（1958 年のニューヨーク条約など）のいずれによっても執行可能となる。ICC 調停規則に基づく調停は、独立した調停人の助けの下に、協議による和解を促すことを目的とした柔軟な手続である。紛争解決手法への総体的アプローチの必要性の増大に応じて、本書ではこれら両規則を同時掲載している。

どちらの規則も、紛争解決過程における透明性、効率性、公正さの確保に向けて体系化された制度的枠組みを定義する一方で、当事者が手続上の多くの面で選択権を行使できるように配慮している。仲裁は国際仲裁裁判所により管理され、調停は国際 ADR センターにより管理される。これらは、それぞれの規則の下での審理を管理する権限を与えられた唯一の機関であり、これらにより当事者は、第一線の国際紛争解決専門家の経験、専門知識、専門技術の恩恵を受けることができる。

法的慣習、文化、職業などがそれぞれに異なる紛争解決の専門家と利用者によって起草されたことにより、これらの規則は、手続のあり方に関する現代的な枠組を提供し、現在の国際取引の必要性に応えるものになっている。また同時に、ICC の紛争解決の精神および本質的特徴に忠実であり続けており、特に、世界のいかなる地域における、いかなる言語、いかなる法の下における審理においても用いることができる適応力においてこのことが言える。

前文

本仲裁規則は、様々な問題、例えば複数の契約や当事者が関与する紛争、事案管理手続の更新、緊急措置を命ずる緊急仲裁人の選任、投資保護協定や自由貿易協定に起因する紛争処理を容易にするための変更などに対処するための新たな規定が追加された 2012 年版の規則である。なお、本仲裁規則の付属規程 III および IV における ICC ADR 規則への言及は、本調停規則への言及に置き換えられている。

本調停規則は 2014 年から効力を有するものであり、現代的な慣行を反映し、審理遂行のための明確な基準を設定するものである一方で、柔軟性への要請をも認め、これを維持するものになっている。置き換えの対象となった ADR 規則と同様に、あっせんや中立的評価のような友好的紛争解決を同様に目的とするその他の手続を遂行する場合や、複数の手続を組み合わせる場合においても用いることができる。

当事者が ICC の仲裁、調停または双方の利用を希望する場合は、契約の中に適切な紛争解決条項を含めることが推奨される。かかる目的のために、各規則には、その利用と特定のニーズや状況に応じてどのように調整が可能かについてのガイダンスをともなった標準条項が付されている。推奨される条項の中には、単一の手法を企図する条項と同時に、複数の手法を組み合わせることで定めている多層的な条項も含まれている。

本規則と標準条項は、ICC のメンバーであるか否かにかかわらず、利用可能なものである。利用者の便宜のため、複数の言語への翻訳がなされており、ICC のウェブサイトからダウンロードが可能となっている。

仲裁規則		07
序則		08
第1条	国際仲裁裁判所	08
第2条	定義	09
第3条	書面による通知または伝達、期間制限	09
仲裁の開始		11
第4条	仲裁の申立	11
第5条	仲裁申立に対する答弁、反対請求申立	12
第6条	仲裁合意の効力	14
多数当事者、多数契約、および併合		17
第7条	追加当事者の参加	17
第8条	多数当事者仲裁における申立	18
第9条	多数契約	18
第10条	仲裁の併合	19
仲裁廷		20
第11条	一般規定	20
第12条	仲裁廷の構成	21
第13条	仲裁人の選任および確認	23
第14条	仲裁人の忌避	24
第15条	仲裁人の交替	25
仲裁審理		26
第16条	一件書類の仲裁廷への送付	26
第17条	委任状	26
第18条	仲裁地	26
第19条	仲裁審理規則	26
第20条	仲裁の言語	27
第21条	準拠法	27
第22条	仲裁の遂行	27
第23条	付託事項書	28
第24条	準備会合および手続予定	29
第25条	事実認定	30
第26条	審問	31
第27条	審理の終結、仲裁判断草案提出の日程	32
第28条	保全および暫定的措置	32
第29条	緊急仲裁人	33

目次

仲裁判断	35	
第 30 条	仲裁判断の期限	35
第 31 条	仲裁判断の作成	35
第 32 条	同意による仲裁判断	35
第 33 条	仲裁裁判所による仲裁判断の審査	36
第 34 条	仲裁判断の通知、寄託および執行可能性	36
第 35 条	仲裁判断の訂正および解釈、 仲裁判断の付託	37
費用	38	
第 36 条	仲裁費用予納金	38
第 37 条	仲裁費用に関する決定	39
付則	41	
第 38 条	期間制限の変更	41
第 39 条	責問権の放棄	41
第 40 条	責任の制限	41
第 41 条	一般規定	41
付属規定 I – 国際仲裁裁判所規程	42	
第 1 条	職務	42
第 2 条	裁判所の構成	42
第 3 条	任命	42
第 4 条	裁判所の全体会議	43
第 5 条	委員会	43
第 6 条	秘密保持	44
第 7 条	仲裁規則の改訂	44
付属規程 II – 国際仲裁裁判所内部規則	45	
第 1 条	国際仲裁裁判所の業務の秘密保持	45
第 2 条	国際仲裁裁判所のメンバー の ICC 仲裁への参加	46
第 3 条	裁判所のメンバーと ICC 国内委員会 およびグループとの関係	47
第 4 条	裁判所の委員会	47
第 5 条	裁判所事務局	48
第 6 条	仲裁判断の精査	48

付属規程Ⅲ－仲裁費用および報酬 **49**

第1条	予納金	49
第2条	費用と報酬	51
第3条	選任機関としての ICC	53
第4条	管理費用と仲裁人の報酬一覧表	53

付属規程Ⅳ－事案管理手法 **57**

付属規程Ⅴ－緊急仲裁人規則 **59**

第1条	緊急措置の適用	59
第2条	緊急仲裁人の選任、一件書類の送付	61
第3条	緊急仲裁人の忌避	62
第4条	緊急仲裁人審理の場所	62
第5条	審理	63
第6条	命令	63
第7条	緊急仲裁人審理の費用	64
第8条	一般規定	65

仲裁条項 **67**

調停規則 71

第1条	序則	72
第2条	本規則への付託合意がある場合 の審理開始	73
第3条	本規則への付託合意が事前がない場合 の審理開始	74
第4条	調停場所および調停の言語	75
第5条	調停人の選択	75
第6条	料金および費用	77
第7条	調停の遂行	78
第8条	審理の終了	78
第9条	秘密保持	79
第10条	一般規定	80

付属規程 – 料金および費用 82

第1条	申立料金	82
第2条	管理料金	82
第3条	調停人の報酬および費用	83
第4条	ICC 仲裁が先行する場合	84
第5条	通貨、付加価値税および適用範囲	84
第6条	選任機関としての ICC	85

調停条項 87

仲裁規則

國際商業會議所仲裁規則

2012年1月1日發効



第1条

国際仲裁裁判所

- 1 国際商業会議所国際仲裁裁判所（以下、「仲裁裁判所」という）は、国際商業会議所に所属する独立の仲裁機関である。仲裁裁判所の規程は、付属規程 I に定めるものとする。
- 2 仲裁裁判所は、自ら紛争の解決を行うものではない。仲裁裁判所は、ICC 仲裁規則（以下、「本規則」という）に従って、仲裁廷による紛争の解決を管理する。仲裁裁判所は、本規則のもとに下された仲裁判断に対する審査および承認を含む本規則に従った仲裁の管理を行う権限が与えられた唯一の機関である。仲裁裁判所は、内部規則を定めるものとし、それは付属規程 II に記載された通りである（以下、「内部規則」という）。
- 3 仲裁裁判所所長（以下、「所長」という）、または、所長が欠席する場合もしくは所長によるその他の要請がある場合には副所長の1人が、仲裁裁判所に代って緊急決定をなす権限を有する。但し、かかる決定はすべて、次回会合で仲裁裁判所に報告されなければならない。
- 4 仲裁裁判所は、その内部規則の定めるところに従い、メンバーにより構成される1つまたは複数の委員会に対して一定の範囲で決定をなす権限を与えることができる。但し、かかる決定はすべて、次回会合で仲裁裁判所に報告されなければならない。
- 5 仲裁裁判所は、仲裁裁判所事務局長（以下、「事務局長」という）の統括の下、仲裁裁判所事務局（以下、「事務局」という）によりその事務が行われる。

第2条

定義

本規則における、

- (i) 「仲裁廷」には、1人または複数の仲裁人が含まれる。
- (ii) 「申立人」には1人または複数の申立人が含まれ、「被申立人」には1人または複数の被申立人が含まれ、「追加当事者」には1人または複数の追加当事者が含まれる。
- (iii) 「当事者」には、申立人、被申立人または追加当事者が含まれる。
- (iv) 「請求」には、当事者による他のいかなる当事者に対するいかなる請求も含まれる。
- (v) 「仲裁判断」には、暫定的判断、部分的判断、終局判断などが含まれる。

第3条

書面による通知または伝達、期間制限

- 1 当事者が提出したすべての主張および書面による伝達並びにすべての添付書類は、各当事者に1通、各仲裁人に1通および事務局に1通を供するに足りる部数を提出されなければならない。仲裁廷から当事者になされるすべての通知または伝達は、事務局に1通提出されなければならない。
- 2 事務局および仲裁廷からなされるすべての通知または伝達は、名宛人である当事者もしくは他方当事者が届け出た当事者、または、その当事者が指名した代理人の最後の住所になされるものとする。かかる通知または伝達は、受領証と引換えの交付、書留郵便、宅配便、電子メールまたはその他の送付記録が残る通信手段によりなすことができる。

- 3 通知または伝達は、当事者本人もしくはその代理人が受領した日、または第3条2項に従った場合には受領したであろう日になされたものとみなされる。
- 4 本規則に定められた、または本規則の下で決定された期間は、第3条3項により通知または伝達になされたときとみなされる日の翌日から起算するものとする。その日の翌日が公休日、または通知もしくは伝達になされたときとみなされる国において休業日である場合、期間は翌営業日から起算する。公休日または休業日は、期間の算定にあたって算入されるものとする。所定の期間の最終日が、通知または伝達になされたときとみなされる国において公休日または休業日にあたる場合、期間は翌営業日の終わりに満了するものとする。

第 4 条

仲裁の申立

- 1 本規則の下での仲裁を望む当事者は、内部規則により指定される事務局のいずれかに仲裁申立書（以下、「申立書」という）を提出しなければならない。事務局は、申立書の受理および受理した日を申立人および被申立人に通知しなければならない。
- 2 事務局が申立書を受理した日が、あらゆる目的において、仲裁の開始日とみなされるものとする。
- 3 申立書には、以下の事項を記載しなければならない。
 - a) 当事者の氏名、名称、住所およびその他の連絡先
 - b) 仲裁において申立人を代理する者の氏名、住所およびその他の連絡先
 - c) 申立に至る紛争の性質および状況並びに請求の根拠の記述
 - d) 求める救済の内容（金銭的請求については請求額、その他の請求については可能な範囲で金銭的価値の見積も付す）
 - e) 関係するすべての契約、特に仲裁合意
 - f) 請求が複数の仲裁合意に基づいてなされる場合には、それぞれの請求の根拠となる仲裁合意
 - g) 仲裁人の数、並びに、第 12 条および第 13 条の規定に従ってなされる仲裁人の選任およびかかる規定が求める仲裁人の指名に関するすべての関係事項および意見または提案
 - h) 仲裁地、適用される法規および仲裁の言語についてのすべての関係事項および意見もしくは提案

申立人は、申立人が適切であると考えてるか、または紛争の効率的な解決に寄与するであろう文書もしくは情報を、申立書とともに提出することができる。

- 4 申立人は、申立書とともに、
 - a) 第3条1項が求める書類部数を提出し、
 - b) 申立書が提出された日に効力を有する付属規程III(「仲裁費用および報酬」)が求める申立料金を支払わなければならない。

申立人がこれらの要請のいずれかに応じない場合、事務局は、その間に申立人が応じない限り申立が失効する期間を定めることができる。この期間内に要請に応じられない場合には、一件書類は封じられるが、後日もう1度同じ申立をこの申立人が行う権利が妨げられるわけではない。

- 5 事務局は、十分な部数の申立書および必要な申立料金を受領した場合、申立書およびその添付書類の写を被申立人に送付し、申立に対する答弁を求めなければならない。

第5条

仲裁申立に対する答弁、反対請求申立

- 1 被申立人は、事務局から申立書を受領した日から30日以内に、以下の事項を含む答弁書を提出しなければならない。
 - a) 被申立人の氏名、名称、住所およびその他の連絡先
 - b) 仲裁において被申立人を代理する者の氏名、住所およびその他の連絡先
 - c) 申立に至る紛争の性質および状況並びに申立の根拠についての意見
 - d) 請求に対する認否

- e) 申立人の提案および第 12 条および第 13 条の規定に従ってなされる仲裁人の数および仲裁人の選任、並びに上記により必要とされる仲裁人の指名についての意見または提案
- f) 仲裁地、適用される法規および仲裁の言語についての意見または提案

被申立人は、被申立人が適切であると考えてるか、または紛争の効率的な解決に寄与するであろう文書もしくは情報を、答弁書とともに提出することができる。

- 2 事務局は、被申立人に、答弁書の提出期間の延長を認めることができる。但し、かかる延長の申請のために、被申立人は、仲裁人の数およびその選任について、並びに、第 12 条および第 13 条が求める場合は仲裁人の指名について、意見または提案を述べなければならない。被申立人がこれを怠る場合、仲裁裁判所は本規則に従って手続を進めるものとする。
- 3 答弁書は、第 3 条 1 項に定める部数をもって、事務局に提出されなければならない。
- 4 事務局は、答弁書および添付書類を、他の全当事者に伝達しなければならない。
- 5 被申立人による反対請求申立は、答弁書と併せて提出されなければならない。以下の記載がなければならない。
 - a) 反対請求申立に至る紛争の性質および状況並びに反対請求申立の根拠についての記述
 - b) 求める救済の内容（金銭的請求については請求額、その他の請求については可能な範囲で金銭的価値の見積も付す）
 - c) 関係するすべての契約、特に仲裁合意
 - d) 反対請求申立が複数の仲裁合意に基づいてなされる場合には、それぞれの反対請求申立の根拠となる仲裁合意

被申立人は、被申立人が適切であると考えるかまたは紛争の効率的な解決に寄与すると考える文書もしくは情報を反対請求申立とともに提出することができる。

- 6 申立人は、事務局により伝達される反対請求申立を受領した日から 30 日以内に、これに対する答弁書を提出しなければならない。一件書類が仲裁廷に送付される前においては、事務局が、申立人に、答弁書の提出期間の延長を認めることができる。

第 6 条

仲裁合意の効力

- 1 当事者が本規則の下での仲裁に付託することを合意した場合、当事者は仲裁手続が開始した日に効力を有する規則に事実上従うことを合意したものとみなされる。但し、当事者が仲裁合意の日に効力を有する本規則に従うことを合意していた場合には、その限りではない。
- 2 本規則のもとで仲裁を行うことを合意することによって、当事者は、仲裁裁判所により仲裁が管理されることを受け入れたものとする。
- 3 請求の相手方となっている当事者が、答弁書を提出しない場合、または、仲裁合意の存在、有効性もしくはその範囲またはすべての請求が同一の仲裁手続において判断されるべきかどうかについて1つもしくは複数の主張を行った場合であっても、仲裁手続は進行するものとする。かかる管轄権の問題や請求が同一の仲裁手続において判断されるべきか否かの問題については、仲裁廷が直接判断を行うものとする。但し、事務局長が第 6 条 4 項に従い仲裁裁判所にその決定を求めた場合はこの限りでない。

- 4 第6条3項により、仲裁裁判所に付託されたすべての事案について、仲裁裁判所は、仲裁手続を続行させるか否かおよびどの範囲において仲裁手続を進行させるかについて決定を行うものとする。仲裁裁判所が本規則における仲裁合意の一応の存在を認める場合、当該仲裁合意の範囲において、仲裁手続は進行するものとする。特に、
- (i) 仲裁における当事者が2人よりも多い場合（第7条に従い追加当事者が参加する場合も含む）、本規則のものですべての当事者を拘束する1つの仲裁合意の一応の存在を仲裁裁判所が認めるときには、当該当事者間において仲裁は進行するものとする。
 - (ii) 第9条に従った申立が複数の仲裁合意に基づいてなされた場合、(a) 各申立が依拠した仲裁合意が相互に適合的であり、かつ、(b) すべての当事者が1つの仲裁においてそれらの申立が判断されることにつき合意していたであろうことにつき、仲裁裁判所が一応認めるときには、仲裁は進行するものとする。

第6条4項による仲裁裁判所の決定は、当事者の抗弁の適否またはその内容の当否の判断に影響を与えるものではない。

- 5 仲裁裁判所が仲裁を進めることができないと決定した当事者または申立を除き、第6条4項に従い仲裁裁判所の決定がなされた事項について、仲裁廷は自らの管轄権に関して決定しなければならない。
- 6 第6条4項に従い、一部または全部の当事者につき仲裁を進めることができないとする仲裁裁判所の決定がその当事者に通知された場合、いかなる当事者も、拘束力のある仲裁合意の有無およびどの仲裁合意が拘束力を有するのかの判断について、管轄を有する裁判所に訴える権利を保持する。

ICC 仲裁規則

仲裁の開始

- 7 仲裁裁判所が、第6条4項に従っていずれかの申立について仲裁を進めることができないと判断した場合であっても、当該決定は、後日、当事者が異なる審理において同じ申立を行うことを妨げるものではない。
- 8 いずれかの当事者が仲裁への参加を拒否した場合または参加しない場合、それがいかなる段階であっても、仲裁手続はかかる拒否または不参加にかかわらず進められなければならない。
- 9 当事者間に別段の定めがない限り、仲裁廷は、仲裁合意が有効であると判断する場合、本体の契約の不存在または無効の主張があっても、そのことを理由に管轄権を失うものではない。仲裁廷は、本体の契約がそれ自体としては不存在または無効であっても、当事者の各権利の確定、並びに、その申立および抗弁について判断をなす管轄権を引続き有するものとする。

ICC 仲裁規則 多数当事者、多数契約、 および併合

第 7 条

追加当事者の参加

- 1 仲裁に追加当事者として参加を求める当事者は、事務局に対し、追加当事者に対する仲裁申立（以下、「参加申立書」という）を提出しなければならない。事務局が参加申立書を受理した日が、あらゆる目的において、追加当事者に対する仲裁の開始日とみなされるものとする。かかる追加は、第 6 条 3 項から第 6 条 7 項および第 9 条に従うものとする。追加当事者を含むすべての当事者が別段の合意をしない限り、追加当事者は、仲裁人の確認または選任がなされた後には仲裁に参加できない。事務局は、参加申立書の提出期限を定めることができる。
- 2 参加申立書には、以下の事項を記載しなければならない。
 - a) 進行中の仲裁の事件番号
 - b) 追加当事者を含む、当事者の氏名、名称、住所およびその他の連絡先
 - c) 第 4 条 3 項 c)、d)、e)、および f) に定める情報
- 3 第 4 条 4 項および第 4 条 5 項は、参加申立書について準用される。
- 4 追加当事者は、第 5 条 1 項から第 5 条 4 項の規定を準用し、答弁書を提出するものとする。追加当事者は、第 8 条の規定に従い、他の当事者に対して申立を行うことができる。

第 8 条

多数当事者仲裁における申立

- 1 多数当事者仲裁の場合、第 6 条 3 項から第 6 条 7 項および第 9 条に従い、いずれの当事者も他の当事者に対して申立を行うことができる。但し、付託事項書への署名または仲裁裁判所の承認がなされた場合には、第 23 条 4 項に従い仲裁廷が正当と認めない限り、新規申立を行うことはできない。
- 2 第 8 条 1 項に基づく申立を行う当事者は、第 4 条 3 項 c)、d)、e) および f) に定める情報を提供しなければならない。
- 3 第 16 条に従って事務局が一件書類を仲裁廷へ送付する前においては、第 4 条 4 項 a)、第 4 条 5 項、第 5 条 1 項 (a)、b)、e) および f) を除く)、第 5 条 2 項、第 5 条 3 項、および第 5 条 4 項が、申立につき準用される。その後においては、仲裁廷は、申立を行うための手続を定めるものとする。

第 9 条

多数契約

第 6 条 3 項から第 6 条 7 項および第 23 条 4 項に従って、複数の契約から生じるまたはこれに関連する申立は、当該申立が本規則における 1 つまたは複数の仲裁合意に基づくものであるか否かにかかわらず、単一の仲裁に付託することができる。

第10条

仲裁の併合

仲裁裁判所は、以下のいずれかに該当する場合に、当事者の求めに応じ、本規則のもとで係属中の2つ以上の仲裁を併合することができる。

- a) 当事者が併合に合意していること
- b) 仲裁におけるすべての申立が、同一の仲裁合意に基づいてなされていること
- c) 仲裁における申立が、複数の仲裁合意に基づいて行われ、同一の当事者間における仲裁であり、仲裁における紛争が同一の法的関係に関連して生じている場合であって、仲裁裁判所が仲裁合意が相互に適合的であると判断する場合

併合を行うか否かの決定に際し、仲裁裁判所は、仲裁裁判所が関連すると思料するいかなる状況（複数の仲裁において既に1人以上の仲裁人が確認または選任されているか否か、同一の者または異なる者が仲裁人として確認または選任されているか否かという点も含む）をも考慮することができる。

複数の仲裁が併合される場合、当事者に別段の合意がない限り、当該複数の仲裁は最初に開始された仲裁に併合されるものとする。

第 11 条

一般規定

- 1 すべての仲裁人は、不偏でありかつ仲裁に関与する当事者から独立した者であることを要し、かつ、そのようであり続けなければならない。
- 2 選任または確認に先立って、仲裁人候補者は、仲裁人受諾、可用性、不偏性、および独立性の宣誓に署名をしなければならない。仲裁人候補者は、当事者に仲裁人の独立性に疑いを生じせしめるような事実または状況のすべて、および、仲裁人の不偏性に合理的な疑いを生じせしめるような状況のすべてにつき、書面にて事務局に開示しなければならない。事務局は、書面によってかかる情報を当事者に通知し、当事者が意見を述べるための期間を定めなければならない。
- 3 仲裁人は、仲裁の間において、第 11 条 2 項に規定されているのと同様の仲裁人の不偏性または独立性に関する事実または状況が生じた場合、書面により、それらをすべて事務局および当事者に速やかに開示しなければならない。
- 4 仲裁人の選任、確認、忌避または交替についての仲裁裁判所の決定は、終局的なものとし、かかる決定の理由は伝達されないものとする。
- 5 仲裁人は、その任の承諾により、本規則に従ってその責務を遂行することを受諾するものとする。
- 6 当事者が別段の定めを置かない限り、仲裁廷は第 12 条および第 13 条の規定に従い構成される。

第 12 条

仲裁廷の構成

仲裁人の数

- 1 紛争は、単独の仲裁人または 3 人の仲裁人によって決定される。
- 2 当事者が仲裁人の数に合意していない場合、仲裁裁判所は単独仲裁人を選任しなければならない。但し、仲裁裁判所がその紛争について 3 人の仲裁人の選任が妥当であると認める場合はこの限りではない。この場合、申立人は仲裁裁判所の判断の通知を受領してから 15 日の期間内に 1 人の仲裁人を指名しなければならない、被申立人は申立人による指名の通知を受領してから 15 日の期間内に 1 人の仲裁人を指名しなければならない。当事者が仲裁人を指名しない場合、その選任は仲裁裁判所がなすものとする。

単独仲裁人

- 3 当事者が単独仲裁人による紛争の解決に合意している場合、当事者は、合意によってその単独仲裁人を指名し、確認を求めることができる。仲裁申立書を相手方当事者が受領してから 30 日以内、または事務局が認める追加期間内に単独仲裁人が合意によって指名されない場合、仲裁裁判所が選任しなければならない。

3 人の仲裁人

- 4 当事者が紛争を 3 人の仲裁人に付託することを合意している場合、各当事者は申立書および答弁書の中でそれぞれ 1 人の仲裁人を指名し、仲裁裁判所による確認を求めなければならない。当事者により 1 人の仲裁人が指名されない場合、その選任は仲裁裁判所がなすものとする。

- 5 当事者が紛争を3人の仲裁人に付託することを合意している場合、仲裁廷の長となる第3仲裁人は、仲裁裁判所により選任されるものとする。但し、当事者がその選任に関する別段の手続を合意している場合にはその限りではない。その場合、第13条に従った確認を条件として指名がなされるものとする。共同仲裁人の確認もしくは選任より30日以内または当事者もしくは仲裁裁判所により定められた期間内に、かかる手続による指名がなされない場合、第3仲裁人は仲裁裁判所により選任されるものとする。
- 6 多数の申立人または多数の被申立人がいる場合であって3人の仲裁人に紛争が付託されるときは、多数の申立人および多数の被申立人は、第13条に基づく確認を求めるためにそれぞれ共同してそれぞれの仲裁人を指名するものとする。
- 7 追加当事者が参加する場合であって3人の仲裁に紛争が付託されている場合、追加当事者は、申立人または被申立人と共同して、第13条に基づく確認を求めるために仲裁人を指名することができる。
- 8 第12条6項または第12条7項に従った共同の指名がない場合であって、すべての当事者が仲裁廷の構成の方法について合意ができない場合、仲裁裁判所が仲裁人の選任を行い、そのうちの1人を第3仲裁人として指定するものとする。この場合、仲裁裁判所は自身が仲裁人として適切であると思料する者を任意に選択できるものとし、適切と判断する場合には第13条を適用することもできる。

第13条

仲裁人の選任および確認

- 1 仲裁人の確認または選任にあたり、仲裁裁判所は、仲裁人候補者の国籍、住所、当事者または他の仲裁人が国籍を有する国とのその他の関係、並びに、その仲裁人候補者の就任の可能性および本規則に従って仲裁を指揮する能力を考慮しなければならない。これは、事務局長が第13条2項に従い仲裁人を確認する場合も同様である。
- 2 事務局長は、当事者によりあるいは当事者の特段の合意により指名された者を、その者が提出した不偏性または独立性に関する陳述に留保が伴わないことまたは留保を伴う不偏性または独立性に関する陳述に異議が述べられなかったことを条件として、共同仲裁人、単独仲裁人および仲裁廷の長として確認することができる。かかる確認は、仲裁裁判所の次回会合に報告されるものとする。事務局長が、共同仲裁人、単独仲裁人または仲裁廷の長を確認すべきでないとは判断した場合には、その事項は仲裁裁判所に提出されるものとする。
- 3 仲裁裁判所が仲裁人を選任すべき場合、仲裁裁判所は、適当と認める国際商業会議所国内委員会またはグループの推薦に基づいて、これを選任しなければならない。仲裁裁判所がその推薦を受け入れない場合、または、その国内委員会もしくはグループが仲裁裁判所が定めた期間内に推薦をしない場合、仲裁裁判所は、その国内委員会もしくはグループにさらに推薦を求めること、適当と認める他の国内委員会もしくはグループに推薦を求めること、または、仲裁裁判所が適切と思料する者を直接選任することができる。
- 4 仲裁裁判所は、以下の場合についても、仲裁裁判所が仲裁人として適切であると思料する者を直接に選任することができる。
 - a) 当事者の1人もしくは複数が国である場合または国家机关であると称している場合

- b) 国内委員会またはグループが存在しない国または地域から仲裁人を選任することが適切であると仲裁裁判所が思料する場合
 - c) 仲裁裁判所所長が、自らの見解によれば仲裁裁判所による直接の仲裁人選任が必要かつ適切である状況が存在していることを、仲裁裁判所に対して証明する場合
- 5 単独仲裁人または仲裁廷の長の国籍は、当事者の国籍以外のものでなければならない。但し、適当な状況が存在し、仲裁裁判所が定めた期間内にいずれの当事者も反対しない場合、単独仲裁人または仲裁廷の長をいずれかの当事者が国籍を有する国から選ぶことができる。

第 14 条

仲裁人の忌避

- 1 仲裁人の忌避を申立てる場合、不偏性または独立性を欠くことが忌避理由であるか否かにかかわらず、忌避理由となる事実および状況を明示した文書を、事務局に提出しなければならない。
- 2 忌避の申立が認められるためには、仲裁人の選任もしくは選任の確認の通知を当事者が受領した日から 30 日以内、または、忌避を申立てる当事者が忌避の理由となる事実および状況を知った日が通知を受領した日よりも後である場合にはその日から 30 日以内に、当事者はその文書を送付しなければならない。
- 3 仲裁裁判所は、事務局を通じて当該仲裁人、他方当事者および仲裁廷のその他の構成員に適当な期間内に書面で意見を述べる機会を与えた上で、忌避の申立の適否について、また必要があれば忌避の当否についても同時に、決定しなければならない。かかる意見は、当事者および仲裁人にも伝達されるものとする。

第 15 条

仲裁人の交替

- 1 仲裁人が死亡した場合、仲裁裁判所が仲裁人の辞任を認めた場合、仲裁裁判所が忌避を認めた場合、またはすべての当事者の求めを仲裁裁判所が認めた場合、仲裁人は交替させられなければならない。
- 2 仲裁裁判所が、仲裁人が法律上もしくは事実上その職務遂行を妨げられていると認めた場合、または、その職務を本規則に従って遂行していないと認めた場合、または、所定の期間内に遂行していないと認めた場合にも、仲裁裁判所の職権により、仲裁人は交替させられるものとする。
- 3 仲裁裁判所が、その知り得た情報に基づいて第 15 条 2 項を適用しようとする場合、関与する仲裁人、当事者および仲裁廷のその他の構成員に適切な期間内に書面で意見を述べる機会を与えた上で、その決定をなすものとする。かかる意見は、当事者および仲裁人にも伝達されるものとする。
- 4 仲裁人を交替させるべき場合、仲裁裁判所は本来の指名手続に従うか否かの決定を行う裁量権を有する。仲裁廷が再構成された場合、当事者に意見を求めた上で、仲裁廷は、既になされた審理を再構成された仲裁廷の下で再び行うべきか否かにつき、また、行う場合の程度について決定しなければならない。
- 5 審理の終結の後、第 15 条 1 項または第 15 条 2 項に従い死亡した仲裁人または仲裁裁判所により除かれた仲裁人を交替させる代わりに、仲裁裁判所は、適当と認める場合に、残りの仲裁人で仲裁を継続することを決定できる。かかる決定に際し、仲裁裁判所は、残りの仲裁人および当事者の意見、並びに、その状況下において適切と認めるその他の事項を考慮しなければならない。

第 16 条

一件書類の仲裁廷への送付

事務局は、事務局が求めた予納金が支払われていることを条件に、仲裁廷の構成後直ちに、一件書類を仲裁廷に送付しなければならない。

第 17 条

委任状

仲裁裁判所または事務局は、仲裁手続開始後はいつでも、当事者の代理人につき委任状を求めることができる。

第 18 条

仲裁地

- 1 当事者間の合意がない限り、仲裁地は、仲裁裁判所が定めなければならない。
- 2 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、当事者と協議の上、適切と思料する場所で審問および会合を開くことができる。
- 3 仲裁廷は、適切と思料する場所で協議を行うことができる。

第 19 条

仲裁審理規則

仲裁廷の行う審理は、仲裁に適用されるべき国内手続法の言及の有無を問わず、本規則、および、本規則に定めがない場合には当事者が合意した規則、または合意がない場合には仲裁廷が合意した規則により規律される。

第 20 条

仲裁の言語

当事者に合意がない場合、契約書に使用されている言語を含むすべての事情を十分に考慮して、仲裁廷が仲裁に使用する1つまたは複数の言語を決定しなければならない。

第 21 条

準拠法

- 1 当事者は、仲裁廷が紛争の本案に適用すべき法規について自由に合意することができる。かかる合意がない場合、仲裁廷は、適当と認める法規を適用することができる。
- 2 仲裁廷は、当事者間の契約条項および関連する取引慣行につき考慮しなければならない。
- 3 仲裁廷は、当事者が権限を付与することに合意した場合に限り、友好的仲裁人としての権限を有し、または衡平と善に基づく決定をなすものとする。

第 22 条

仲裁の遂行

- 1 仲裁廷および当事者は、紛争の複雑さおよび紛争額を考慮した上で、迅速かつ費用効率の高い方法で仲裁が遂行されるようあらゆる努力を行うものとする。
- 2 当事者の別段の合意に反しない範囲で、仲裁廷は、効率的な事案管理の確保のため、当事者と協議の上、仲裁廷が適切と思料する手続的措置を講じることができる。

- 3 当事者の要請により、仲裁廷は、仲裁審理または仲裁に関連するその他の事項に関する守秘についての命令並びにトレード・シークレットおよび秘密情報の保護のための措置を命ずることができる。
- 4 すべての事案において、仲裁廷は、公平かつ不偏に振る舞わなければならない、どの当事者にも審問に参加するための適切な機会を確保するものとする。
- 5 当事者は、仲裁廷によるいかなる命令にも従うことを約束するものとする。

第 23 条

付託事項書

- 1 事務局から一件書類を受領してからできるだけ速やかに、仲裁廷は、提出された書面に基づいて、または当事者の面前において、その最新の陳述を考慮して、付託事項を明確にする書面を作成しなければならない。この書面には、以下の事項が含まれるものとする。
 - a) 当事者および仲裁において当事者を代理する者の氏名、名称、住所およびその他の連絡先
 - b) 仲裁手続においてなされる通知および伝達が行われる住所
 - c) 当事者の申立の概要、および、求める救済の概要（金銭的請求については請求額、その他の請求については可能な範囲で金銭的価値の見積も付す）
 - d) 仲裁廷が不適切と思料しなければ、判断すべき争点の明示
 - e) 仲裁人の氏名、住所およびその他の連絡先
 - f) 仲裁地
 - g) 適用すべき手続規則の詳細、および、仲裁廷に友好的仲裁人として行動する権限または衡平と善に基づき決定する権限が付与されている場合にはその権限

- 2 付託事項書には、当事者および仲裁廷の署名を要する。一件書類が仲裁廷に送付された日から2カ月以内に、仲裁廷は、仲裁廷および当事者の署名がなされた付託事項書を仲裁裁判所に送付しなければならない。仲裁廷からの理由を付した要請により、または必要があると認める場合には職権により、仲裁裁判所は、その期間を延長することができる。
- 3 当事者のいずれかが付託事項書の作成への参加、または前記書面への署名を拒否した場合であっても、付託事項書はその承認を求めるため仲裁裁判所に提出されなければならない。付託事項書が第23条2項に従い署名された、または仲裁裁判所の承認がなされた場合、仲裁手続は進められるものとする。
- 4 付託事項書が署名または仲裁裁判所に承認された後は、新たな申立の性質、仲裁の段階およびその他の関連事情を考慮した上で仲裁廷が正当と認めることがない限り、当事者は付託事項書の範囲を超える新たな申立をなすことはできない。

第24条

準備会合および手続予定

- 1 付託事項書を作成するとき、またはその作成後できるだけ早い段階で、第22条2項に従い講ずることのできる手続上の措置について当事者と協議するために、仲裁廷は、準備会合を開催するものとする。かかる措置には、付属規程IVに記載されている事案管理手法の1つまたは複数を含むことができる。
- 2 かかる会合の途中または後に、仲裁廷は、仲裁の遂行のために仲裁廷が従う手続予定を作成するものとする。手続予定およびその変更は、仲裁裁判所および当事者に伝達されるものとする。

- 3 継続して効率的な事案管理を確保するため、準備会合その他の手段によって当事者と協議の上、仲裁廷は、さらなる手続的措置の採用または手続予定の変更を行うことができる。
- 4 準備会合は、当事者の直接の出席により、または、ビデオ会議、電話、その他の類似通信手段を利用して、開催することができる。当事者の合意がない場合、仲裁廷は、準備会合の開催方法を決定するものとする。仲裁廷は、当事者に対し準備会合の前に事案管理についての提案の提出を求めること、および、当事者自身またはその内部の代表者が準備会合に出席することを求めることができる。

第 25 条

事実認定

- 1 仲裁廷は、できる限り短期間に、あらゆる適当な方法により事案の事実関係を明確にするように手続を進めなければならない。
- 2 仲裁廷は、当事者のいずれかが求める場合、当事者の提出した陳述書およびその根拠とされているすべての書類を検討した後に、当事者の出席を求めて審問を開かなければならない。当事者の求めがない場合であっても、仲裁廷は、職権により審問を開くことができる。
- 3 仲裁廷は、当事者の出席の下で、または適式な呼出しがなされているときには当事者が欠席している場合にも、証人、当事者により選任された鑑定人、その他の者の審問を決定することができる。

- 4 仲裁廷は、当事者と協議の上、1人または複数の鑑定人を選任し、鑑定付託事項を決定し、その報告を受領することができる。当事者からの要求がある場合、当事者は、仲裁廷により選任された鑑定人の審問において、質問をなす機会を与えられる。
- 5 仲裁中いつでも、仲裁廷は、当事者に追加的な証拠の提出を求めることができる。
- 6 仲裁廷は、いずれかの当事者が審問の開催を求めない限り、当事者が提出した書面のみを用いて判断を下すことができる。

第 26 条

審問

- 1 審問が開催される場合、仲裁廷は、適切な通知をした上で、指定した日および場所の審問に当事者を呼出さなければならない。
- 2 適式な呼出しにもかかわらず正当な理由なく当事者のいずれかが出席しない場合、仲裁廷は審問を進める権限を有する。
- 3 仲裁廷は審問を指揮し、審問には当事者すべてが出席できるものとする。仲裁廷および当事者の承認がない限り、仲裁に関係しない者は出席できない。
- 4 当事者は審問に自ら出席するか、または適式に授権した代理人を出席させることができる。さらに、当事者は補佐人の補助を受けることができる。

第 27 条

審理の終結、仲裁判断草案提出の日程

仲裁判断において決定されるべき問題に関する最終の審問、または、提出が認められた当該問題に関する最終の書面の提出のうち、どちらか遅い方が行われた後にできるだけ早い段階で、仲裁廷は以下のことを行うものとする。

- a) 仲裁判断において決定されるべき問題についての審理の終結の宣言
- b) 第 33 条に従い仲裁廷が仲裁判断の承認を仲裁裁判所から得るために、仲裁判断草案の提出を予定する日の事務局および当事者にする告知

審理の終結後は、仲裁廷の要請または許可があるものを除き、仲裁判断において決定される問題に関する新たな主張もしくは反論、または証拠の提出は認められない。

第 28 条

保全および暫定的措置

- 1 当事者に別段の合意がない限り、当事者の請求がある場合、仲裁廷は、一件書類が送付されてからできるだけ速やかに、適切とみなされる暫定的措置または保全措置を命ずることができる。仲裁廷は、請求をなした当事者が適当な担保を提供することを条件に、かかる措置を命ずることができる。仲裁廷は、理由を付した命令または仲裁判断のいずれか適当と判断した形式を採用するものとする。
- 2 仲裁廷に一件書類が送付される以前、または特殊事情がある場合にはそれ以降でも、当事者は、管轄を有する司法機関に保全または暫定的措置を請求することができる。かかる措置または仲裁廷が命じたこのような措置の履行のための管轄司法機関への当事者の請求は、仲裁合意の違反または放棄とはみなされず、仲裁廷の有する権限に影響を与えないものでもない。

かかる請求または司法機関による措置は、遅滞なく事務局に通知されなければならない。事務局は、これを仲裁廷に通知するものとする。

第 29 条

緊急仲裁人

- 1 仲裁廷の構成を待つことができない緊急の暫定的措置または保全措置（以下、「緊急措置」という）を必要とする当事者は、付属規程 V に定める緊急仲裁人規則に従ってかかる措置を申請することができる。かかる申請は、第 16 条の規定に従い事務局が仲裁廷に一件書類の送付を行う前に事務局が受理したものに限るものとし、かかる申請を行った当事者が仲裁申立書を提出しているか否かについては問わないものとする。
- 2 緊急仲裁人の決定は、命令の形式をとるものとする。当事者は、緊急仲裁人の下した命令に従うことを約するものとする。
- 3 緊急仲裁人の命令は、当該命令において決定されたいかなる問題、事項または紛争に関しても仲裁廷を拘束しないものとする。緊急仲裁人が下した命令およびその変更について、仲裁廷は、変更、終了または取消しを行うことができる。
- 4 仲裁廷は、当事者による申請または申立により、緊急仲裁人審理に関する決定（審理費用の負担割合の再審査、および、命令の遵守もしくは不遵守により生ずる、または、これに関連する請求を含む）をすることができる。
- 5 第 29 条 1 項から第 29 条 4 項および付属規程 V に定める緊急仲裁人規則（以下総称して「緊急仲裁人規定」という）は、申請が依拠した本規則にいう仲裁合意に署名を行った者、またはかかる者の承継者である当事者に対してのみ適用されるものとする。

- 6 緊急仲裁人規定は、以下の場合には適用されない。
 - a) 本規則の発効前に、本規則にいう仲裁合意が締結されている場合
 - b) 当事者が、緊急仲裁人規定の排除に合意している場合
 - c) 当事者が保全措置、暫定的措置、または、これに類する措置を講ずることを定める他の仲裁前手続について合意している場合
- 7 緊急仲裁人規定は、同規定に従って緊急の暫定的措置または保全措置を求める申請を行う前においてはいつでも、そして、適切な状況がある場合には申請の後であっても、管轄を有する司法機関に対し、当事者が、緊急の保全措置または暫定的措置を求めることを妨げるものではない。管轄を有する司法機関へのかかる措置の請求は、仲裁合意の違反または放棄とみなされないものとする。かかる請求および司法機関による措置は、遅滞なく事務局に通知されなければならない。

第 30 条

仲裁判断の期限

- 1 仲裁廷は、6 カ月以内に終局判断を下さなければならない。かかる期限は、付託事項書に仲裁廷または当事者が最後に署名した日、または第 23 条 3 項が適用される場合には仲裁裁判所の付託事項書の承認が事務局から仲裁廷に通知された日から起算される。仲裁裁判所は、第 24 条 2 項により作成された手続予定に基づいて、異なる仲裁判断期限を定めることができる。
- 2 仲裁裁判所は、仲裁廷からの理由を付した要請により、または必要があると認める場合には職権により、かかる期間を延長することができる。

第 31 条

仲裁判断の作成

- 1 仲裁廷が複数の仲裁人から構成される場合、仲裁判断は多数決によってなされる。多数が得られない場合、仲裁廷の長が単独で仲裁判断をしなければならない。
- 2 仲裁判断には、その依拠する理由が付されるものとする。
- 3 仲裁判断は、仲裁の行われた場所で、仲裁判断中に記載された日になされたものとみなされる。

第 32 条

同意による仲裁判断

第 16 条に従い一件書類が仲裁廷に送付された後に当事者が和解した場合、当事者からの要求があり仲裁廷が同意する限り、その和解の内容は、当事者の同意による仲裁判断の方式により記録されなければならない。

第 33 条

仲裁裁判所による仲裁判断の審査

仲裁廷は仲裁判断への署名に先立ち、仲裁判断の草案を仲裁裁判所へ送付しなければならない。仲裁裁判所は、前記の仲裁判断の形式について補正を命じることができる。また仲裁裁判所は、仲裁廷の判断の自由を害することなく、内容に関する点について仲裁廷の注意を喚起することができる。仲裁廷は、仲裁判断の形式について仲裁裁判所の承認を受けるまでは、仲裁判断を下してはならない。

第 34 条

仲裁判断の通知、寄託および執行可能性

- 1 仲裁判断が作成された場合、事務局は、仲裁廷の署名がある仲裁判断の正本を当事者に送付しなければならない。但し、当事者の双方または一方により、国際商業会議所に対してすべての仲裁費用が支払われていない場合は、この限りではない。
- 2 事務局長の認証がある仲裁判断の写は、要求があるときにはいつでも、当事者に提供しなければならない。写は、当事者以外に提供してはならない。
- 3 当事者は、第 34 条 1 項に従ってなされる送付により、仲裁廷に他の方式による送付や寄託を求める権利を放棄したものとみなされる。
- 4 本規則に従って作成された仲裁判断の原本は、事務局に寄託されなければならない。
- 5 仲裁廷および事務局は、必要とされる仲裁判断の形式を満足させるように、当事者に協力しなければならない。
- 6 すべての仲裁判断は当事者を拘束するものとする。紛争を本規則の下で仲裁に付託することにより、当事者は、仲裁判断を遅滞なく履行する義務を負い、かつ放棄が有効になされ得る限り、あらゆる方式の異議申立権を放棄したものとみなされる。

第 35 条

仲裁判断の訂正および解釈、仲裁判断の付託

- 1 仲裁廷は、仲裁判断の中の書き損じ、計算の誤り、誤植、または同様の性質の誤りを職権により訂正することができる。但し、かかる訂正は仲裁判断がなされた日から 30 日以内に、その承認を得るために仲裁裁判所に提出しなければならない。
- 2 第 35 条 1 項に掲げる種類の誤りの訂正または仲裁判断についての解釈を求める当事者は、仲裁判断を受領した日から 30 日以内に、第 3 条 1 項に定める部数をもって、事務局に申請しなければならない。かかる申請は仲裁廷に送付された上、他方当事者にはこれに意見を述べ得る期間が、通常、かかる申請を受領してから 30 日を超えない範囲で与えられる。仲裁廷は、かかる申請に対する決定の草案を、他の当事者から意見を聞くための期間の満了から 30 日を超えない範囲で、または、仲裁裁判所によるその他の期間設定がある場合にはその範囲で、仲裁裁判所に提出しなければならない。
- 3 仲裁判断の訂正または解釈についての決定は、補追文書の形でなされ、仲裁判断の一部を構成するものとする。第 31 条、第 33 条および第 34 条の規定は準用される。
- 4 仲裁裁判所が仲裁廷に仲裁判断を差し戻す場合、第 31 条、第 33 条、第 34 条および第 35 条は、かかる差戻に付された条件に従って作成される補追文書または仲裁判断に準用される。仲裁裁判所は、仲裁廷がかかる差戻に付された条件に従うことを可能にするために必要となる措置（仲裁の追加的な報酬および費用についての予納金の決定を含む）を講ずることができる。

第 36 条

仲裁費用予納金

- 1 事務局長は、申立書を受領した後、付託事項書が作成されるまでに、仲裁費用を賄うに足りると思料する額の暫定的な予納金の支払を申立人に求めることができる。暫定的な予納金の支払は、第 36 条に従って仲裁裁判所により決定される予納金に対する申立人の一部支払とみなされる。
- 2 第 7 条または第 8 条に基づき申立がなされ第 36 条 4 項が適用される場合を除き、仲裁裁判所は、実行可能な限り速やかに、仲裁人の報酬と費用、および当事者から付託された申立についての国際商業会議所の管理費用を賄うに足りると思料する額の予納金を決定しなければならない。第 36 条 2 項に従い仲裁裁判所により決定された予納金は、申立人と被申立人が均等に負担して支払うものとする。
- 3 第 5 条その他の規定に従って被申立人より反対請求申立がなされる場合、仲裁裁判所は、申立および反対請求申立のための予納金を別に定めることができるものとする。仲裁際場所が予納金を別に定めた場合、当事者は各々の申立に応じた予納金を支払わなければならない。
- 4 第 7 条または第 8 条に基づいて申立が行われた場合、仲裁裁判所は、仲裁裁判所によって決定された当事者が支払うべき 1 つまたは複数の予納金を定めるものとする。第 36 条の規定に従って既に仲裁裁判所が予納金を定めている場合、かかる予納金は第 36 条 4 項に従って決定される予納金に置き換えられるものとし、当事者により既に支払われた予納金は、第 36 条 4 項に従い仲裁裁判所により決定された予納金の各負担部分の一部支払とみなされる。

- 5 第 36 条に従って仲裁裁判所が定めた予納金の額は、仲裁の間、いつでも変更できるものとする。すべての事案において、当事者は、他の当事者の予納金の負担部分が支払われなかった場合に、当該負担部分を支払うことができる。
- 6 予納金の要求が満たされない場合、事務局長は、仲裁廷と協議の上、仲裁廷に職務の停止を指示し、15 日間を下回らない猶予期間を設定し、その期間満了日に申立が取り下げられたとみなすものとする。対象とされた当事者は、かかる措置への異議申立を求める場合、前述の期間内に、仲裁裁判所に申立てなければならない。かかる当事者は、かかる取下げを理由に、後日、異なる仲裁で同じ申立を再び行うことを妨げられない。
- 7 当事者の一方が他方の申立を顧慮して相殺の権利を主張した場合、それが仲裁廷に追加的な判断を求める限りにおいて、仲裁費用を賄うに足る予納金の決定にあたり、かかる相殺は別個の申立と同様のものとして考慮されるものとする。

第 37 条

仲裁費用に関する決定

- 1 仲裁費用には、仲裁の開始時に効力を有する一覧表に応じた、仲裁人の報酬および費用、および仲裁裁判所により決定された国際商業会議所の管理費用、並びに、仲裁廷により選任された鑑定人の報酬および費用、および当事者が仲裁のために負担した法的費用その他が含まれるものとする。
- 2 仲裁裁判所は、当該事案の特殊事情に必要と思料される場合、かかる一覧表を適用して算出される額と異なる額を仲裁人報酬として決定できる。

ICC 仲裁規則 費用

- 3 仲裁廷は、仲裁中いつでも、仲裁裁判所により決定されるべき費用以外の費用について決定し、支払を命ずることができる。
- 4 終局判断では、仲裁費用の額および、いずれの当事者が費用をいかなる割合で負担すべきかを決定しなければならない。
- 5 仲裁費用に関する決定を行う際、仲裁廷は、仲裁廷が関連すると思料する状況（各当事者がどれだけ迅速かつ費用効率の高い方法で仲裁を遂行したかを含む）を考慮することができる。
- 6 すべての申立が取り下げられたか、または最終的な仲裁判断が下される前に仲裁が終了した場合には、仲裁裁判所は、仲裁人の報酬および費用、並びに、国際商業会議所の管理費用につき決定を行うものとする。仲裁費用の負担割合またはその他の仲裁費用に関する問題について当事者に合意がない場合、かかる問題については仲裁廷が決定を行うものとする。取下げまたは終了の時点で仲裁廷が構成されていなかった場合、当事者は、仲裁裁判所に対して、本規則に従って費用に関する決定を行うための仲裁廷の構成を求めることができる。

ICC 仲裁規則 付則

第 38 条

期間制限の変更

- 1 当事者は、本規則に定められた種々の期間の制限を合意により短縮することができる。但し、仲裁廷が構成された後に締結された合意に関しては、仲裁廷が認めた限りにおいて有効なものとする。
- 2 仲裁裁判所は、仲裁廷または仲裁裁判所の本規則上の責務の遂行のために必要と判断した場合、第 38 条 1 項に従い変更された期間制限を職権により延長することができる。

第 39 条

責問権の放棄

本規則もしくは仲裁に適用されるその他の規則の規定、仲裁廷により下された命令、または仲裁廷の構成もしくは仲裁の遂行に関する仲裁合意上の要請が遵守されなかったことに対し、異議を述べずに仲裁手続を進めた当事者は、異議を述べる権利を放棄したものとみなされる。

第 40 条

責任の制限

仲裁人、仲裁廷により選任された者、緊急仲裁人、仲裁裁判所およびそのメンバー、国際商業会議所およびその職員、並びに、国際商業会議所の国内委員会とグループおよびそれらの職員と代表者は、適用される法規により責任制限が禁じられている範囲を除き、仲裁に関するいかなる作為または不作為について、いかなる者に対しても責任を負わないものとする。

第 41 条

一般規定

本規則に明示的に定められていないすべての事項につき、仲裁裁判所および仲裁廷は、本規則の精神に従って行為し、仲裁判断が確実に法律上執行可能であるように万全を尽くさなければならない。

第 1 条

職務

- 1 国際商業会議所国際仲裁裁判所（以下、「本裁判所」という）の職務は、国際商業会議所仲裁規則を確実に適用することであり、本裁判所はそのために必要なすべての権限を有している。
- 2 自立機関として、本裁判所は、ICC およびその諸機関から完全に独立してこれらの職務を遂行する。
- 3 本裁判所のメンバーは、ICC の国内委員会およびグループから独立している。

第 2 条

裁判所の構成

本裁判所は、1人の所長、複数の副所長、ならびに複数のメンバーおよび代替メンバー（総称して「メンバー」という）で構成される。その業務において、本裁判所は事務局（本裁判所事務局）の補佐を受ける。

第 3 条

任命

- 1 所長は、ICC 理事会の推薦を受けて、ICC 総会により選定される。
- 2 ICC 総会は、本裁判所のメンバーの中から、またはその他の方法により副所長を任命する。

- 3 本裁判所のメンバーは、国内委員会またはグループの提案（各国内委員会またはグループにつき1人）を受けて、ICC 総会により任命される。
- 4 本裁判所の所長の提案により、総会は代替メンバーを任命することができる。
- 5 本項の目的上、所長および副所長を含むすべてのメンバーの任期は3年である。あるメンバーがメンバーとしての職務を執行する立場でなくなった場合、残りの任期について総会がその後任者を任命する。理事会の提言を受けて、総会がそのように決定した場合は、いずれのメンバーについてもその任期を3年以上に延長することができる。

第4条

裁判所の全体会議

本裁判所の全体会議においては、所長が議長を務める。所長欠席の場合は、複数の副所長のうち所長の指名した1人が議長を務める。審議は6人以上のメンバーが出席した場合に有効となる。決定は過半数の賛成をもって行われるが、賛否同数の場合は所長または（場合により）副所長が決定票を有する。

第5条

委員会

本裁判所は1つまたは複数の委員会を設置し、かかる委員会の職務と組織を定めることができる。

第 6 条

秘密保持

本裁判所の業務は秘密性の高いものであり、どのような立場であれ業務に加わる者は、その秘密を保持しなければならない。本裁判所は、本裁判所およびその委員会の会合に出席できる者、および、本裁判所と事務局の業務に関連する資料を閲覧する権利を有する者に関する規則を定める。

第 7 条

仲裁規則の改訂

本裁判所による仲裁規則の改訂提案は、その承認を求めて ICC の理事会に提出される前に、仲裁 ADR 委員会に提出される。ただし、本裁判所は情報技術の発展を考慮するため、仲裁 ADR 委員会に提案を提出することなく、本規則第 3 条の規定または本規則の関連規定の修正または補足を提案することができる。

第1条

国際仲裁裁判所の業務の秘密保持

- 1 本付属規程IIの目的上、本裁判所のメンバーには本裁判所の所長および副所長が含まれる。
- 2 全体会議または本裁判所委員会の会議の別を問わず、本裁判所の会議には、メンバーと事務局のみが出席できる。
- 3 ただし、特別な状況において、本裁判所の所長は、それ以外の者の出席を要請することができる。かかる出席者は、本裁判所の業務の秘密保持に配慮しなければならない。
- 4 本裁判所に提出された文書、または本裁判所もしくは事務局が本裁判所の審理過程で作成した文書は、本裁判所のメンバー、事務局、および所長から本裁判所の会議に出席を許された者にのみ伝達される。
- 5 本裁判所の所長または事務局長は、学術的性質の業務に携わる研究者が、仲裁判断およびその他の一般的な文書の内容を知ることを許可することができる。ただし、仲裁審理の枠組みの中で当事者らが提出した覚書、メモ、陳述書、および文書はこの限りでない。
- 6 かかる許可は、提供された文書の秘密保持に配慮すること、かつ予め本裁判所の事務局長に承認申請の書面を提出することなくかかる文書に含まれる情報に基づくいかなる事項も公表しないことを受益者が約束しない限り与えてはならない。
- 7 事務局は、本規則に基づき仲裁に付託された事案ごとに、本裁判所のすべての仲裁判断、付託事項書、決定、および事務局の関連の通信の写しを、本裁判所の記録保管所に保管する。

- 8 両当事者または仲裁人が提出した文書、通信、書簡は、当事者または仲裁人が事務局の定めた期間内にかかる文書、通信、書簡の返還を書面で要求しない限り、これらを破棄することができる。かかる文書の返還にかかわる諸費用はすべて当該当事者または仲裁人の負担とする。

第2条

国際仲裁裁判所のメンバーの ICC 仲裁への参加

- 1 本裁判所の所長および事務局メンバーは、ICC 仲裁に付託された事案において、仲裁人または代理人として行為することはできない。
- 2 本裁判所は、本裁判所の副所長またはその他のメンバーを仲裁人として任命してはならない。ただし、1人もしくは複数の当事者により、または全当事者の合意によるその他の手続に従い、確認を条件として、これらの者を仲裁人とすることが提案されることがある。
- 3 所長、副所長、または本裁判所もしくは事務局のメンバーが、本裁判所の係属中の審理に何らかの立場で関係している場合、かかる者は自らが関係していることを知った時点でそれを本裁判所の事務局長に通知しなければならない。
- 4 かかる者は、本裁判所によりその事案が審議される会議には出席してはならず、本裁判所の協議または決定にも参加してはならない。
- 5 かかる者は、当該審理に関する重要な文書や情報を受領しない。

第 3 条

裁判所のメンバーと ICC 国内委員会およびグループとの関係

- 1 本裁判所のメンバーは、その立場上、総会による任命のために当人を提案した ICC 国内委員会およびグループとは独立した関係にある。
- 2 さらに、これらの者は、自らが本裁判所のメンバーの立場で知り得た個々の事案に関する情報を、上記の国内委員会およびグループに対して秘密情報としなければならない。ただし、当該メンバーが、本裁判所の所長、所長が権限を付与した副所長、または本裁判所の事務局長により、各国内委員会またはグループに対して特定の情報を伝達するよう要請された場合はこの限りでない。

第 4 条

裁判所の委員会

- 1 本規則第 1 条 4 項および本裁判所の規程（付属規程 I）の第 5 条に基づき、本裁判所は委員会を設置する。
- 2 委員会は、委員長およびその他の 2 人以上の委員で構成される。本裁判所の所長が委員会の委員長を務める。所長が欠席する場合、または所長によるその他の要請がある場合には、本裁判所の副所長が、また特別の状況においては、本裁判所の別のメンバーが当該委員会の委員長を務めることができる。
- 3 委員会のその他の 2 人の委員は、本裁判所により副所長または本裁判所のその他のメンバーの中から選定する。各全体会議において、本裁判所は、次回の全体会議までに開催される当該委員会の会合に出席する委員を任命する。
- 4 委員会は、委員長の招集により開催される。会合の定足数は 2 人とする。

- 5 (a) 本裁判所は、委員会により決定できる事項を定める。
- (b) 委員会の決定は満場一致で行われる。
- (c) 委員会において決定に至らない場合、または決定を控えることが望ましいと思われる場合は、委員会が適切とみなす提案をもってその案件を次回の全体会議に持ち越す。
- (d) 委員会の決定は、次回の全体会議で本裁判所に報告されなければならない。

第 5 条

裁判所事務局

- 1 事務局長が欠席の場合または事務局長によるその他の要請がある場合には、事務局次長および法務顧問またはいずれか一方が、本規則第 6 条 3 項、第 13 条 2 項、第 34 条 2 項、および第 36 条 1 項にそれぞれ規定されるとおり、本裁判所に案件を付託し、仲裁人を確認し、仲裁判断の正本の認証を行い、暫定予納金の支払を要求する権限を有する。
- 2 事務局は、本裁判所の承認を得た上で、当事者および仲裁人に情報を提供するために、または仲裁の適正な遂行の必要に応じて、覚書その他の文書を発行することができる。
- 3 事務局の事務所は、ICC 本部以外に設置することができる。事務局は、事務局長が指定した事務所の一覧表を保持するものとする。仲裁申立は事務局のどの事務所に提出してもよい。また本規則に基づく事務局の職務は、事務局長、事務局次長または法務顧問の指示に従い、どの事務所を通じても遂行することができる。

第 6 条

仲裁判断の精査

本裁判所が本規則第 33 条に従って仲裁判断の草案を精査する際に、本裁判所は實際上可能な限度で、仲裁地の強行法規の要件を検討する。

第1条

予納金

- 1 本規則に基づく仲裁開始の申立は、1件につき3,000米ドルを添えて提出しなければならない。かかる支払金は返金されず、予納金の申立人の負担部分に充当される。
- 2 事務局長が本規則第36条1項に従って設定した暫定的な予納金は、通常、ICCの各管理費用、請求額に基づく料金の最低額（後掲の表に規定される）、および付託事項書の作成に関して仲裁廷が要する返金可能な予測費用を加算した金額を超えないものとする。かかる金額を具体的に決定できない場合には、事務局長の裁量で暫定的な予納金が定められる。申立人による支払金は、本裁判所が定めた予納金の申立人の負担部分に充当される。
- 3 一般に、付託事項書が署名または本裁判所により承認され、手続の進行予定が決定した後、仲裁廷は、本規則第36条6項に従い、予納金の全額が支払われた請求または反対請求に関してのみ手続を進めるものとする。
- 4 本規則第36条2項または第36条4項に基づき、本裁判所が定める予納金は、(1人または複数の)仲裁人の報酬、仲裁人の仲裁関連費用、およびICCの管理費用が含まれるものとする。
- 5 各当事者は、費用の予納金総額の負担部分を現金で支払うものとする。ただし、当事者の予納金の負担部分が500,000米ドル（以下、「基準額」という）を超える場合、かかる当事者は、基準額を超える金額については銀行保証を差し入れることができる。本裁判所は、その裁量で随時基準額を変更することができる。

ICC 仲裁規則

付属規程III－仲裁費用および報酬

- 6 本裁判所は、ICC の追加管理費用の支払を含め、本裁判所が適当と思料する条件に従い、予納金または当事者の負担部分の支払について、分割払いを認めることができる。
- 7 本裁判所が定める予納金の負担部分の全額を支払った当事者は、本規則第 36 条 5 項に基づき、銀行保証を差し入れることによって他の当事者が負担すべき予納金の未払部分を支払うことができる。
- 8 本裁判所が本規則第 36 条 3 項に基づき別に予納金を定めた場合、事務局は各当事者に各自の申立に応じて予納金を支払うよう求めるものとする。
- 9 別個に予納金を設定した結果、一方の当事者の請求について定められた予納金が、(対象となるすべての請求や反対請求につき)あらかじめ設定された予納金の総額の半分以上を超える場合、超過部分については銀行保証を差し入れることができる。予納金が後に増額された場合、増額分の少なくとも半分は現金で支払われるものとする。
- 10 事務局は、上記の規定に従い当事者が差し入れる銀行保証に条件を設定するものとする。
- 11 本規則第 36 条 5 項に規定されるように、予納金は、仲裁の期間中、特に係争額の変動、仲裁人費用の予想額の変化、または仲裁の難易度や複雑さの変化を考慮して随時再調整されることがある。
- 12 仲裁廷が指図した専門的助言の開始が可能となる前に、当事者双方または一方の当事者は、仲裁廷の定める鑑定人の予測報酬と費用を賄うに十分な、仲裁廷の定めた予納金を支払うものとする。仲裁廷は、当事者によるかかる報酬と費用の支払が確実に行われるようにする責任を負う。
- 13 予納金として支払われる金額については、当事者または仲裁人に対して利息は生じない。

第 2 条

費用と報酬

- 1 本規則第 37 条 2 項を条件として、本裁判所は、下記に示す一覧表に基づき、または係争額が示されていない場合はその裁量で、仲裁人の報酬を定める。
- 2 仲裁人の報酬を定めるにあたり、本裁判所は仲裁人の勤勉さと効率性、費やした時間、仲裁の迅速性、紛争の複雑さ、および仲裁判断の草案提出の適時性を考慮する。所定の限度内の金額を原則とするものの、特殊事情のもとでは（本規則第 37 条 2 項）、その限度を上回るまたは下回る金額となることがある。
- 3 ある事案が複数の仲裁人に付託された場合、本裁判所は、その裁量で報酬総額を増額する権利を有する。ただし、通常、1 人の仲裁人の報酬の 3 倍を超えてはならない。
- 4 仲裁人の報酬と費用は、本規則に規定されるように、本裁判所が独占的にこれを定めるものとする。当事者と仲裁人の間で別に報酬を定めることは、本規則に反する。
- 5 本裁判所は、後掲の一覧表に基づき、または係争金額が示されていない場合はその裁量で、各仲裁の ICC の管理費用を定めるものとする。特殊事情のもとでは、本裁判所は、ICC の管理費用を、その一覧表を適用した場合の金額を下回るまたは上回る金額に定めることができる。ただし、通常、かかる費用は一覧表の最高額を超えてはならない。
- 6 仲裁期間中随時、本裁判所は、ICC の管理費用につき、本裁判所と事務局がすでに履行した業務に対応する部分を支払勘定として定めることができる。
- 7 本裁判所は、当事者双方または一方の当事者（他方の当事者は黙認）の要求により、仲裁を一時停止するための条件として、一覧表に規定される管理費用に加えて、追加管理費用の支払を要求することができる。

ICC 仲裁規則

付属規程 III - 仲裁費用および報酬

- 8 仲裁が終局判断に至る前に終了した場合、本裁判所は、仲裁が達成した段階およびその他の関連する状況を考慮し、仲裁人の報酬と費用および ICC の管理費用をその裁量で定めるものとする。
- 9 当事者が本裁判所の定めた仲裁費用を上回る額を予納金として支払った場合は、その超過額を支払当事者に返金するものとする。
- 10 本規則第 35 条 2 項に基づく申請、または本規則第 35 条 4 に基づく差戻がある場合、本裁判所は、仲裁廷の追加的な報酬と費用を賄うに足りる予納金を決定し、かかる予納金を全額 ICC に事前に現金で支払うことを条件に、その申立を仲裁廷に送ることができる。本裁判所は、その裁量で、申立または差戻以降に発生する手続の費用を決定する。かかる手続費用には、仲裁廷の決定を承認した時に発生する可能性のある仲裁人の報酬と ICC の管理費用を含めるものとする。
- 11 事務局は、本規則第 34 条 5 項に基づく要求に関連して発生する費用に関して、一覧表に規定されている額に加えて、管理費用の支払を要求することができる。
- 12 ICC 調停規則に基づく審理が仲裁に先行する場合、かかる審理に支払われた ICC の管理費用の半額が、ICC の仲裁管理費用に充当されるものとする。
- 13 仲裁人に支払われる金額には、発生する可能性のある付加価値税 (VAT)、または仲裁人の報酬に適用されるその他の租税公課は含まれない。当事者は、これらの租税公課のすべてを支払う義務を負う。ただし、かかる租税公課の回収は、仲裁人と当事者の間の問題である。
- 14 ICC の管理費用には、付加価値税 (VAT) または類似の租税公課が、その時点の利率において適用されることがある。

第 3 条

選任機関としての ICC

仲裁人選任機関である ICC の権限に対して受領するあらゆる申立は、UNCITRAL またはその他のアドホック仲裁において ICC が仲裁人選任機関を務める際の規則に基づいて処理され、その申立に際して返金されない 3,000 米ドルの申立費用を支払わなければならない。この申立費用の支払が行われない限り、一切の申立は処理されない。追加的に発生する業務について、ICC は、その裁量で ICC の管理費用を定めることができる。かかる管理費用は提供された業務に応じて支払われるものであり、通常、最高金額の 10,000 米ドルを超えないものとする。

第 4 条

管理費用と仲裁人の報酬一覧表

- 1 以下に掲げる管理費用と仲裁人の報酬一覧表は、2012 年 1 月 1 日以降に開始されるすべての仲裁に対して、その仲裁の適用規則のバージョンとは無関係に、同日付で発効する。
- 2 ICC の管理費用と仲裁人の報酬の計算にあたり、各係争額の横の欄に示されている金額を合算しなければならない。ただし、係争額が 5 億米ドルを超える場合は、ICC の管理費用は一律 113,215 米ドルとなる。
- 3 本裁判所が定める、または本規則の付属規程のいずれかに基づき決定されるすべての金額は、法律で禁止されている場合を除き、米ドルで支払うものとする。法律で禁止されている場合、ICC は別の通貨による別の一覧表と料金体系を適用することができる。

B 仲裁人の報酬

係争額 (単位：米ドル)	報酬**	
	最低額	最高額
50,000 以下	\$3,000	18.0200%
50,001 ～ 100,000	2.6500%	13.5680%
100,001 ～ 200,000	1.4310%	7.6850%
200,001 ～ 500,000	1.3670%	6.8370%
500,001 ～ 1,000,000	0.9540%	4.0280%
1,000,001 ～ 2,000,000	0.6890%	3.6040%
2,000,001 ～ 5,000,000	0.3750%	1.3910%
5,000,001 ～ 10,000,000	0.1280%	0.9100%
10,000,001 ～ 30,000,000	0.0640%	0.2410%
30,000,001 ～ 50,000,000	0.0590%	0.2280%
50,000,001 ～ 80,000,000	0.0330%	0.1570%
80,000,001 ～ 100,000,000	0.0210%	0.1150%
100,000,001 ～ 500,000,000	0.0110%	0.0580%
500,000,000 超	0.0100%	0.0400%

** 参考までに、適正な計算がなされた場合の結果としての管理費用 (米ドル) を 56 ページの表に示す。

A 管理費用

係争額 (単位：米ドル)	管理費用*
50,000 以下	\$3,000
50,001 ～ 100,000	4.73%
100,001 ～ 200,000	2.53%
200,001 ～ 500,000	2.09%
500,001 ～ 1,000,000	1.51%
1,000,001 ～ 2,000,000	0.95%
2,000,001 ～ 5,000,000	0.46%
5,000,001 ～ 10,000,000	0.25%
10,000,001 ～ 30,000,000	0.10%
30,000,001 ～ 50,000,000	0.09%
50,000,001 ～ 80,000,000	0.01%
80,000,001 ～ 500,000,000	0.0035%
500,000,000 超	\$113,215

* 参考までに、適正な計算がなされた場合の結果としての管理費用 (米ドル) を 55 ページの表に示す。

係争額 A 管理費用*

(単位：米ドル)	(単位：米ドル)	
50,000 以下	3,000	
50,001 ~ 100,000	3,000 + 50,000 超の金額の 4.73%	
100,001 ~ 200,000	5,365 + 100,000 超の金額の 2.53%	
200,001 ~ 500,000	7,895 + 200,000 超の金額の 2.09%	
500,001 ~ 1,000,000	14,165 + 500,000 超の金額の 1.51%	
1,000,001 ~ 2,000,000	21,715 + 1,000,000 超の金額の 0.95%	
2,000,001 ~ 5,000,000	31,215 + 2,000,000 超の金額の 0.46%	
5,000,001 ~ 10,000,000	45,015 + 5,000,000 超の金額の 0.25%	
10,000,001 ~ 30,000,000	57,515 + 10,000,000 超の金額の 0.10%	
30,000,001 ~ 50,000,000	77,515 + 30,000,000 超の金額の 0.09%	
50,000,001 ~ 80,000,000	95,515 + 50,000,000 超の金額の 0.01%	
80,000,001 ~ 100,000,000	98,515 + 80,000,000 超の金額の 0.0035%	
100,000,001 ~ 500,000,000	99,215 + 100,000,000 超の金額の 0.0035%	
500,000,000 超	113,215	

* 54 ページの表参照

係争額 B 仲裁人の報酬 **

(単位：米ドル)		(単位：米ドル)	
	最低額		最高額
50,000 以下	3,000	係争額の 18.0200%	
50,001 ～ 100,000	3,000 + 50,000 超の金額の 2.6500%	9,010 + 50,000 超の金額の 13.5680%	
100,001 ～ 200,000	4,325 + 100,000 超の金額の 1.4310%	15,794 + 100,000 超の金額の 7.6850%	
200,001 ～ 500,000	5,756 + 200,000 超の金額の 1.3670%	23,479 + 200,000 超の金額の 6.8370%	
500,001 ～ 1,000,000	9,857 + 500,000 超の金額の 0.9540%	43,990 + 500,000 超の金額の 4.0280%	
1,000,001 ～ 2,000,000	14,627 + 1,000,000 超の金額の 0.6890%	64,130 + 1,000,000 超の金額の 3.6040%	
2,000,001 ～ 5,000,000	21,517 + 2,000,000 超の金額の 0.3750%	100,170 + 2,000,000 超の金額の 1.3910%	
5,000,001 ～ 10,000,000	32,767 + 5,000,000 超の金額の 0.1280%	141,900 + 5,000,000 超の金額の 0.9100%	
10,000,001 ～ 30,000,000	39,167 + 10,000,000 超の金額の 0.0640%	187,400 + 10,000,000 超の金額の 0.2410%	
30,000,001 ～ 50,000,000	51,967 + 30,000,000 超の金額の 0.0590%	235,600 + 30,000,000 超の金額の 0.2280%	
50,000,001 ～ 80,000,000	63,767 + 50,000,000 超の金額の 0.0330%	281,200 + 50,000,000 超の金額の 0.1570%	
80,000,001 ～ 100,000,000	73,667 + 80,000,000 超の金額の 0.0210%	328,300 + 80,000,000 超の金額の 0.1150%	
100,000,001 ～ 500,000,000	77,867 + 100,000,000 超の金額の 0.0110%	351,300 + 100,000,000 超の金額の 0.0580%	
500,000,000 超	121,867 + 500,000,000 超の金額の 0.0100%	583,300 + 500,000,000 超の金額の 0.0400%	

** 54 ページの表参照

ICC 仲裁規則 付属規程IV－ 事案管理手法

仲裁廷と当事者が時間と費用を管理するために利用できる事案管理手法の例を以下に示す。時間と費用の適切な管理は、すべての事案において重要である。複雑さも重要さも低い事案においては、費やす時間と費用を、紛争の争点に比例したものとすることが特に重要である。

- a) 重要な事案について、仲裁を2段階に分ける、または1つもしくは複数の部分的仲裁判断を下すことでその事案をより効率的に処理できると予測される場合は、そのようにする。
- b) 当事者の間または鑑定人の間の合意により解決できる問題を特定する。
- c) 審問での口頭証拠や法的論争ではなく、文書のみに基づいて決定することが可能な問題を特定する。
- d) 文書証拠の提出：
 - (i) 両当事者に、陳述書とともに、依拠する文書の提出を要求する。
 - (ii) 時間と費用を管理する上で適切である場合は、文書の提出請求を行わない。
 - (iii) 文書提出の請求が適切であると思料される場合は、事案の結果に関連し、かつ結果にとって重要である文書または文書の範疇に申立を限定する。
 - (iv) 文書提出について、合理的な時間制限を設ける。
 - (v) 文書提出の問題を容易に解決するため、文書提出スケジュールを利用する。
- e) 繰り返しを避け、重要な争点に焦点を当てるため、陳述書、書面証拠ならびに口頭証拠（事実証人と鑑定証人の両方について）の量と範囲を制限する。

ICC 仲裁規則 付属規程IV－ 事案管理手法

- f) 物理的な出席が必須でない手続その他の審問においては、電話会議やテレビ会議を使用し、また当事者、仲裁廷および本裁判所事務局の間のオンライン・コミュニケーションを可能にする IT を利用する。
- g) 仲裁廷との間で審問前の会合を開き、その会合において審問の手はずについて協議および合意し、かつ審問において仲裁廷が各当事者に重点を置いてほしい問題を当事者に示す。
- h) 紛争の和解による解決：
 - (i) 交渉や ICC 調停規則に基づく調停を含むあらゆる種類の友好的紛争解決手段のいずれかによって、紛争のすべてまたは一部につき和解により解決する自由が与えられていることを当事者に伝える。
 - (ii) 当事者および仲裁廷の間で合意が得られる場合、仲裁廷は和解を促進するための措置を講じることができる。ただし、それに続く仲裁判断が法律上執行可能となるように最大限努力することを条件とする。

その他の手法は、「仲裁における時間と費用の管理 (Controlling Time and Costs in Arbitration)」と題する ICC の刊行物に記載されている。

第1条

緊急措置の適用

- 1 ICC 仲裁規則（以下、「本規則」という）第 29 条に基づき緊急仲裁人の利用を望む当事者は、「緊急措置申請書」（以下、「申請書」という）を、本規則付属規程 II 「仲裁裁判所内部規則」に指定されるいずれかの事務所で事務局宛に提出するものとする。
- 2 上記の申請書は、各当事者に 1 通ずつ、緊急仲裁人に 1 通、事務局に 1 通を提供するに足りる部数を提出しなければならない。
- 3 申請書には、以下の情報を記載しなければならない。
 - a) 各当事者の氏名、名称、住所およびその他の連絡先
 - b) 申請者を代理する者の氏名、住所およびその他の連絡先
 - c) 申請に至った状況、および仲裁に付託されたまたは付託されるべき紛争の原因についての記述
 - d) 求める緊急措置の説明
 - e) 申請者が仲裁廷の構成を待たずに緊急の暫定的措置または保全措置を必要とする理由
 - f) 関係するすべての契約、特に仲裁合意
 - g) 仲裁地、適用される法規、または仲裁の言語に関する合意
 - h) 本付属規程 V 第 7 条 1 項に記載する金額の支払の証明

ICC 仲裁規則

付属規程V－緊急仲裁人規則

- i) 「仲裁申立書」および紛争の原因に関連するその他の仲裁付託書で、申請を行う前に緊急仲裁人審理のいずれかの当事者が事務局に提出したもの

申請書には、申請人が適切と思料する、または申請の効率的審査に資するその他の文書や情報を含めることができる。

- 4 申請書は、当事者双方が仲裁の言語につき合意している場合にはそれによって、その合意がないときは、仲裁合意の言語によって作成するものとする。
- 5 本裁判所の所長（以下、「所長」という）が、申請書に含まれる情報に基づき、本規則の第 29 条 5 項および第 29 条 6 項に照らして緊急仲裁人規定が適用されると思料する場合、事務局は申請書および添付書類の写しを被申立当事者に送付するものとする。所長が適用不可と考える場合、事務局は、緊急仲裁人審理が当事者の一部または全員に関して行われたい旨を当事者に通知し、参考として申請書の写しを当事者に送付するものとする。
- 6 事務局が申請書を受領してから 10 日以内に申請人から「仲裁申立書」を受領しなかった場合には、緊急仲裁人がさらに長い期間が必要と判断しない限り、所長は緊急仲裁人審理を終了するものとする。

第 2 条

緊急仲裁人の選任、一件書類の送付

- 1 所長は可能な限り短期間（通常は事務局が申請書を受領してから 2 日以内）に、緊急仲裁人を選任する。
- 2 本規則の第 16 条に基づき一件書類が仲裁廷に送付された後においては、緊急仲裁人が選任されることはない。それ以前に選任された緊急仲裁人は、本付属規程 V 第 6 条 4 項によって許められる期限内に命令を下す権限を保持する。
- 3 緊急仲裁人の選任後、事務局は当事者にその旨を通知し、緊急仲裁人に一件書類を送付する。その後、当事者からの通信文書はすべて、直接、緊急仲裁人宛に提出され、他方当事者と事務局にはその写しが送付される。緊急仲裁人からの当事者宛の通信文書の写しは事務局に提出される。
- 4 すべての緊急仲裁人は、不偏でありかつ仲裁に関与する当事者から独立した者であることを要し、かつ、そのようにあり続けなければならない。
- 5 選任に先立って、緊急仲裁人候補者は、仲裁人受諾、可用性、不偏性、および独立性の宣誓に署名しなければならない。選任事務局はこの文書の写しを当事者に提供しなければならない。
- 6 緊急仲裁人は、申請の原因となった紛争に関する仲裁において、仲裁人を務めてはならない。

第3条

緊急仲裁人の忌避

- 1 緊急仲裁人に対する忌避は、忌避を行う当事者が、緊急仲裁人の選任の通知を受領してから、または当該当事者が忌避の理由となる事実および状況を知った日が通知を受領した日よりも後である場合にはその日から3日以内に行わなければならない。
- 2 忌避は、事務局が緊急仲裁人および他方当事者に、適当な期間内に書面で意見を提出する機会を与えた上で、本裁判所が決定する。

第4条

緊急仲裁人審理の場所

- 1 両当事者が仲裁地についてすでに合意している場合は、その場所を緊急仲裁人審理の場所とする。かかる合意がない場合は、本規則第18条1項に基づく仲裁地の決定に影響を与えることなく、所長が緊急仲裁人審理の場所を決定する。
- 2 緊急仲裁人との会合はすべて、緊急仲裁人が適切と思料する場所における現実の出席による会議、またはテレビ会議、電話会議、その他これに類する通信手段によって行うことができる。

第 5 条

審理

- 1 緊急仲裁人は、緊急仲裁人審理の手續予定を、可能な限り短期間（通常は本付属規程V第2条3項に基づき緊急仲裁人に一件書類が送付されてから2日以内）に決定する。
- 2 緊急仲裁人は、申請の内容および緊急性を考慮し、適切と思料する方法で審理を遂行する。緊急仲裁人は必ず公正かつ公平に振る舞わなければならない、どの当事者にも主張を説明するための適切な機会を確保するものとする。

第 6 条

命令

- 1 本規則第 29 条 2 項に基づき、緊急仲裁人の決定は、命令の形式をとるものとする。
- 2 命令において、緊急仲裁人は、本規則第 29 条 1 項に基づき申請が認められるか否か、かつ緊急仲裁人が緊急措置を命令する権限を有するか否かについて決定するものとする。
- 3 命令は書面で行われ、その依拠する理由が付されるものとする。緊急仲裁人は日付の記載と署名を行うものとする。
- 4 命令は、本付属規程V第2条3項に基づき、一件書類が緊急仲裁人に送付された日から15日以内に下されるものとする。所長は、緊急仲裁人による理由を付した要請に基づき、または所長が必要と判断した場合はその職権により、期間を延長することができる。
- 5 本付属規程V第6条4項に基づき設定された期間内に、緊急仲裁人は、本規則第3条2項により認められている通信手段のうち、迅速な受領が確保されると考える通信手段によって、当事者に命令書を送付し、かつ事務局にその写を送付するものとする。

ICC 仲裁規則

付属規程V－緊急仲裁人規則

- 6 以下の事態が発生した場合、命令は当事者に対する拘束力を失う。
 - a) 所長により本付属規程V第1条6項に基づく緊急仲裁人審理が終了された場合
 - b) 本付属規程V第3条に従い、本裁判所が緊急仲裁人の忌避を認めた場合
 - c) 仲裁廷が終局判断を下した場合（命令の拘束力が失われ、旨が明確に判断されている場合は除く）
 - d) 終局判断の前にすべての請求が取り下げられる、または仲裁が終了した場合
- 7 緊急仲裁人は、緊急仲裁人が適切と思料する要求（適切な担保の供与の要求を含む）に従うことを条件に、命令を下すことができる。
- 8 本規則第16条に基づく一件書類の仲裁廷への送付前においては、当事者からの理由を付した要請に応じて、緊急仲裁人は、命令を変更、終了、または取消すことができる。

第7条

緊急仲裁人審理の費用

- 1 申請人は、ICC 管理費用として10,000米ドルおよび緊急仲裁人の報酬と費用として30,000米ドルの合計40,000米ドルの金額を支払わなければならない。本付属規程V第1条5項にかかわらず、申請の通知は、事務局が40,000米ドルの支払を受領するまで行われたい。
- 2 所長は、緊急仲裁人審理の間いつでも、特に、事案の性質ならびに緊急仲裁人、本裁判所、所長、および事務局が行う業務の性質および量を考慮して、緊急仲裁人の報酬またはICCの管理費用の増額を決定することができる。申請書を提出した当事者が事務局の定める期限内に増額費用を支払わなかった場合、申請は取り下げられたとみなされる。

- 3 緊急仲裁人の命令においては、緊急仲裁人審理の費用を定め、いずれの当事者が費用をいかなる割合で負担すべきかを決定しなければならない。
- 4 緊急仲裁人審理の費用には、ICCの管理費用、緊急仲裁人の報酬と費用、および緊急仲裁人審理について当事者が負担した合理的な法的費用その他が含まれるものとする。
- 5 緊急仲裁人審理が本付属規程V第1条5項に従って行われなかった場合、または命令を発する前にその他の方法で終了した場合、所長は、申請人に返金されるべき金額を決定する。ICCの管理費用となる5,000米ドルは、すべての事案において返金されない。

第8条

一般規定

- 1 所長は、本付属規程Vに明確に規定されていない緊急仲裁人審理の管理に関するすべての事項につき、自らの裁量で決定する権限を有する。
- 2 所長が欠席する場合もしくは所長によるその他の要請がある場合には、副所長の1人が所長の代理として決定をなす権限を有する。
- 3 本付属規程Vに明確に規定されていない緊急仲裁審理に関するすべての事項において、本裁判所、所長、および緊急仲裁人は、本規則と本付属規程Vの精神に従って行動するものとする。

仲裁条項



ICC 仲裁条項

契約内において ICC 仲裁への言及を希望する当事者は、以下の標準条項を利用することが推奨される。

ICC 仲裁標準条項

本契約に起因または関連して生ずる全ての紛争は、ICC 仲裁規則に基づき、当該規則に従って選任される1人または複数の仲裁人によって最終的に解決されるものとする。

当事者は、選択した条項を、その固有の状況に適合させる自由を有している。例えば、ICC 仲裁規則が単独仲裁人を原則としていると考えられるため、当事者は仲裁人の人数を挿入することを希望する可能性がある。また、当事者が、仲裁地、仲裁言語、本案に適用される法規につき挿入することが望ましい可能性もある。ICC 仲裁規則は、仲裁地、仲裁言語、契約の準拠法についての当事者の自由な選択に制限を加えるものではない。

条項を適合させる場合、文言が曖昧になる危険性を避けるよう、常に注意が必要である。不明瞭な文言は、不確実性と遅延の原因となり、紛争解決過程を阻害するか、または危険にさらす可能性さえある。

当事者は、適用される法規の下での条項の執行可能性に影響を与えるかもしれない要因を考慮することが推奨される。それらには、仲裁地および予測される執行地において存在する可能性がある強行規定が含まれる。

緊急仲裁人を利用しない ICC 仲裁

当事者が緊急仲裁人規定につき排除を希望する場合には、以下の文言を上記条項に加えることにより、明確にその適用を排除しなければならない。

緊急仲裁人規定は適用されない。

段階的条項

ICC 仲裁は、調停など他の手法による和解の試みの後における紛争の最終決定のための手続として利用される可能性がある。契約の中に ICC 仲裁と ICC 調停を組み合わせる段階的な紛争解決条項を含めることを希望する当事者は、ICC 調停規則に関する標準条項を参照すべきである（88 頁から 91 頁を参照）。

それ以外のサービスの組み合わせも可能である。例えば、専門家鑑定やディスピュートボードの後に最終手段として利用することも可能である。また、ICC 仲裁に付託する当事者は、仲裁手続の中で鑑定人の意見が必要とされる場合に、鑑定人の提案につき、ICC 国際 ADR センターを利用することを定めることを希望することも可能である。

以上およびその他のサービスの組み合わせのための標準条項は、www.iccarbitration.org において複数の言語で利用可能である。

調停規則

国際商業会議所調停規則

2014年1月1日発効



第1条

序則

- 1 国際商業会議所（以下、「ICC」という）の調停規則（以下、「本規則」という）は、ICC内における独立した管理機関であるICC国際ADRセンター（以下、「センター」という）により管理される。
- 2 本規則は、紛争の当事者間での和解に助力する中立的な第三者（以下、「調停人」という）の選任につき定める。
- 3 調停人の確認若しくは選任の前に、または調停人の同意を得て、別の和解手続の利用または複数の和解手続の組み合わせでの利用につき当事者が合意した場合を除き、調停は本規則に従って進められる。本規則において用いられる「調停」なる用語はかかる和解手続を含むものとみなされ、「調停人」なる用語はかかる和解手続を指揮する第三者を含むものとみなされる。いかなる和解手続が用いられようと、本規則において用いられる「審理」なる用語は、本規則に定める開始原因により始められ、終了原因により終わられるプロセスを指すものとする。
- 4 本規則の各条項につき全ての当事者によってこれを変更する合意を行うことは可能ではあるが、センターがかかる変更は本規則の精神に反するとその裁量により判断する場合、センターは当該審理の管理を行わないことを決定することができる。調停人の確認または選任の後の時点においては、本規則の条項を変更する合意は、調停人の同意をもその条件としなければならない。
- 5 センターは、本規則に従った審理の管理を行う権限が与えられた唯一の機関である。

第2条

本規則への付託合意がある場合の審理開始

- 1 本規則に紛争を付託する合意が当事者間にある場合、本規則に従って調停を開始することを望む当事者は、書面による調停申立（以下、「申立書」という）をセンターに提出するものとする。申立書は、以下の事項を含むものとする。
 - a) 紛争当事者および審理において当事者を代理する者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスおよびその他の連絡先
 - b) 紛争の内容の記述（可能であればその評価額も含む）
 - c) 調停以外の和解手続の利用の合意、またはかかる合意がない場合には申立当事者が望んでいる調停以外の和解手続についての提案
 - d) 調停が行われる期間についての合意、またはかかる合意がない場合にはこれについての提案
 - e) 調停で用いられる言語についての合意、またはかかる合意がない場合には言語についての提案
 - f) 物理的な会合を持つ場所についての合意、またはかかる合意がない場合には場所についての提案
 - g) 全ての当事者の共同での調停人の指名、（かかる共同での指名はない場合の）センターにより選任されるべき調停人の特性についての全ての当事者による合意、または、（かかる合意もない場合の）調停人の特性についての提案
 - h) 申立付託合意文書の写し

- 2 申立書とともに、申立書を提出する当事者は、申立書が提出される日において効力を有する本規則の付属規程が求める申立料金を支払わなければならない。
- 3 申立書を提出する当事者は、申立書が全ての当事者の共同で提出された場合を除き、同時に、他の全ての当事者に申立書の写を送付しなければならない。
- 4 センターは当事者に対して申立書および申立料金の受領につき書面によって知らせるものとする。
- 5 本規則に付託する合意がある場合には、センターにより申立書が受領された日が、あらゆる目的において、審理の開始日とみなされるものとする。
- 6 本規則に従った紛争解決の期間は申立書の提出日から開始することを当事者が合意している場合には、期間の開始時点を決める目的のみに限り、かかる提出は、申立書と申立料金のいずれもが受領されたことをセンターが確認した日になされたものとみなされる。

第 3 条

本規則への付託合意が事前がない場合の審理開始

- 1 本規則に紛争を付託する合意が当事者間がない場合、本規則への紛争の付託を他の当事者に提案することを望む当事者は、第 2 条 1 項 a 号ないし g 号に定められる情報を含む申立書をセンターに送付することにより、これを行うことができる。かかる申立書を受領した場合、センターは他の全ての当事者に当該提案を伝えるとともに、かかる当事者の当該提案の検討に助力することができる。
- 2 申立書とともに、申立書を提出する当事者は、申立書が提出される日において効力を有する本規則の付属規程が求める申立料金を支払わなければならない。

- 3 当事者が本規則に紛争を付託する合意に達した場合、かかる合意に達したことを確認する書面をセンターが当事者に送付した日に、審理は開始するものとする。
- 4 センターが申立書を受領した日から15日以内に、またはセンターにより決定された合理的な追加的期間の範囲内で、当事者が本規則に紛争を付託する合意に達しなかった場合、審理は開始しないものとする。

第4条

調停場所および調停の言語

- 1 当事者間にその旨の合意がない場合、センターは、調停人と当事者が物理的に会合を持つ場所を決定することができ、また、調停人が確認または選任された後には、調停人にその決定を促すこともできる。
- 2 当事者間にその旨の合意がない場合、センターは、調停で用いられる言語を決定することができ、また、調停人が確認または選任された後には、調停人にその決定を促すこともできる。

第5条

調停人の選択

- 1 当事者は、センターによる確認を条件として、共同で調停人の指名をすることができる。
- 2 当事者による共同での調停人の指名がない場合、センターは、当事者と協議の上、調停人を選任するか、または、当事者に調停人のリストを提示することができる。センターによる確認を条件として、全ての当事者は、かかるリストの中から共同での調停人の指名をすることができるが、かかる共同での指名がない場合には、センターが調停人を選任するものとする。

- 3 選任または確認に先立って、調停人候補者は、調停人の受諾、可用性、不偏性および独立性の宣誓に署名をしなければならない。調停人候補者は、当事者の目から調停人の独立に疑いを生じせしめるような性質を有する事実または状況の全て、および、調停人の不偏性に合理的な疑いを生じせしめるような状況の全てにつき、書面にてセンターに開示しなければならない。センターは、書面によってかかる情報を当事者に通知し、当事者が意見を述べるための期間を定めなければならない。
- 4 調停人の確認または選任にあたり、センターは、国籍、言語能力、訓練、資格および経験を含む（但しそれらに限定されない）調停人候補者の特性、並びに、その調停人候補者の可用性および本規則に従って調停を指揮する能力を考慮しなければならない。
- 5 センターが調停人を選任すべき場合、センターは、ICC 国内委員会若しくはグループの推薦に基づいて、またはそれに基づかずに、これを選任しなければならない。センターは、調停人の特性につき当事者全てによる合意がある場合には、そのような特性を有する調停人の選任に向けて合理的な努力を払うものとする。いずれかの当事者が、選任通知の受領から 15 日以内に、センターにより選任された調停人について異議を唱え、かつその旨を異議の理由とともにセンターおよび他の全ての当事者に書面で通知した場合、センターは別の調停人を選任する。
- 6 当事者全ての合意により、当事者は、本規則の規定に従って、複数の調停人を指名する、またはセンターに対して複数の調停人の選任を要請することができる。特殊事情がある場合においては、センターは当事者に対して調停人が複数であるべき旨を提案することができる。

第6条

料金および費用

- 1 申立書を提出する当事者は、本規則の付属規程の定めに従い、第2条2項または第3条2項により求められる（返金されない）申立料金を添えて申立書を提出しなければならない。申立料金を伴わない限り、申立書の処理はなされない。
- 2 センターは、第3条に従って申立書を受領した後、センターの管理料金を賄うだけの保証金を支払うように申立書を提出する当事者に要請することができる。
- 3 センターは、審理の開始の後、本規則の付属規程の定めに従い、センターの管理料金並びに調停人の報酬および費用を賄うだけの保証金を支払うように当事者に要請することができる。
- 4 センターは、求められた保証金が支払われない場合には、本規則の下で審理を停止または終了することができる。
- 5 センターは、審理の終了と同時に、本規則に従って、審理費用の総額を確定し、過払いがあればその金額を当事者に返金し、差額の支払を求める必要があればその金額を当事者に請求するものとする。
- 6 本規則の下で開始された審理については、求められる保証金および確定された費用は、書面による別段の合意がない限り、当事者間で平等に負担されるものとする。ただし、いずれかの当事者が自己の負担割合を支払わなかった場合、別の当事者が保証金や費用の未払部分を支払うことは自由である。
- 7 当事者のその他の支出については、当事者間に別段の定めがない限り、その当事者の責任とする。

第 7 条

調停の遂行

- 1 調停人および当事者は調停手続の遂行のための手法について速やかに協議するものとする。
- 2 かかる協議の後、調停人は、調停の遂行手法について伝える書面を当事者に提供するものとする。当事者は、本規則に紛争を付託する合意をしたことによって、少なくとも、調停人からかかる書面を受領するまで、または本規則第 8 条 1 項に従って審理が早期に終了するまでは、審理に参加することに同意するものとする。
- 3 調停手続を開始かつ遂行するにあたり、調停人は、当事者の意向に従って行動し、当事者を公正にかつ不偏的に扱わなければならない。
- 4 当事者は調停手続においては誠意をもって行動するものとする。

第 8 条

審理の終了

- 1 本規則に従って開始された審理は、以下のいずれかの事由が発生した時点において、センターによる書面での終了の確認をもって終了する。
 - a) 和解合意書への当事者の署名
 - b) 第 7 条 2 項に定める調停人からの書面を受領した後における、もはや調停手続を継続しないことを決定した旨の当事者から調停人に対してなされる書面による通知
 - c) 調停人から当事者に対してなされる調停が完了した旨の書面による通知
 - d) 調停人の見解によれば当事者間の紛争は調停では解決できないとする調停人から当事者に対してなされる書面による通知

- e) 審理について設定された期間が（延長期間をも含め）満了した旨のセンターから当事者に対してなされる書面による通知
 - f) 支払期日から7日を経過した後にセンターから当事者に対してなされる、1人または複数の当事者が本規則に従ってなすべき支払を行っていない旨の書面による通知
 - g) 調停人の指名がなされなかった、または調停人の選任の合理的な可能性がない旨をセンターが判断したことの、センターから当事者に対してなされる書面による通知
- 2 調停人は、当事者の和解合意書への署名、または、第8条1項(b)～(d)に従って調停人が受領または送付する通知について、速やかにセンターに通知しなければならず、かかる通知の写しをセンターに提出しなければならない。

第9条

秘密保持

- 1 当事者間に別段の合意がなく、かつ適用される法規で禁じられない限り、
- a) 審理は、現在、過去、未来において審理が遂行されているという事実は除き、非公開かつ秘密性を有するものとする。
 - b) 当事者間の和解合意についてもその秘密を保持しなければならない。ただし、適用される法規により開示が求められる場合、またはその履行もしくは執行の目的のために開示が必要な場合には、当事者はその限度において和解合意を開示する権利を有する。

- 2 適用される法規で求められず、かつ当事者間に別段の合意がない限り、当事者は、以下のものを裁判、仲裁または同様の審理においていかなる形でも証拠として提出してはならない。
 - a) 他の当事者または調停人が審理においてまたは審理のために提出した文書、陳述書または伝達。ただし、裁判、仲裁または同様の審理においてそれらを提出しようとする当事者が独自に入手可能な場合はこの限りでない。
 - b) 審理の中で当事者により表明または提示された、紛争または紛争の和解の可能性に関する見解。
 - c) 審理の中で他の当事者が行った自認。
 - d) 審理の中で調停人が提示した見解または提案。
 - e) 当事者が審理の中で、和解提案を受け入れる用意があることを示唆したという事実。

第 10 条

一般規定

- 1 本規則が効力を有する日より前に当事者が ICC ADR 規則に紛争を付託することを合意していた場合、その当事者は ICC 調停規則に紛争を付託したものとみなされる。ただし、いずれかの当事者により異議があった場合にはその限りではなく、その場合には ICC ADR 規則が適用されるものとする。
- 2 本規則の下での審理にかかわらず、当事者は当該紛争について裁判、仲裁または同様の審理を開始または継続することができる。ただし、全ての当事者間での書面による別段の合意がある場合や準拠法で禁じられている場合はその限りではない。

- 3 調停人は、本規則の下での審理の対象であるか、または対象であった紛争に関連する裁判、仲裁または同様の審理において、裁判官、仲裁人、鑑定人、または当事者の代理人若しくは顧問としての行為を行うことはできず、また過去その行為を行った事実があってもならない。ただし、全ての当事者間での書面による別段の合意がある場合はその限りではない。
- 4 調停人は、本規則の下での審理のいかなる点についても、裁判、仲裁または同様の審理において証言をしてはならない。ただし、全ての当事者および調停人間での書面による別段の合意がある場合や準拠法で必要とされている場合はその限りではない。
- 5 調停人、センター、ICC およびその職員並びに ICC 国内委員会およびグループおよびその職員および代理人は、審理に関する作為または不作為について、いかなる者に対しても責任を負わないものとする。ただし、かかる責任制限が適用される法規で禁じられている場合は、その範囲においてこの限りではない。
- 6 本規則に明示的に定められていない全ての事項については、センターおよび調停人は、本規則の精神に従って行動しなければならない。

第1条

申立料金

本規則に従った申立書には、申立料金として2,000米ドルが添えられなければならない。申立料金は返金されることなく、申立書を提出した当事者の保証金に充当されるものとする。

第2条

管理料金

- 1 審理に関するICCの管理料金は、センターの遂行作業に応じてセンターの裁量により、通常、以下を上限として、決定される。

係争額が200,000米ドル以下の場合には	5,000米ドル
係争額が200,001米ドルから2,000,000米ドルの間の場合には	10,000米ドル
係争額が2,000,001米ドルから10,000,000米ドルの間の場合には	15,000米ドル
係争額が10,000,001米ドルから50,000,000米ドルの間の場合には	20,000米ドル
係争額が50,000,001米ドルから100,000,000米ドルの間の場合には	25,000米ドル
係争額が100,000,000米ドルを超える場合には	30,000米ドル

- 2 係争額が明示されていない場合には、紛争の価値を評価するための根拠を含む事案の全ての状況を勘案した上で、センターの裁量により管理料金を決定することができるが、通常、20,000米ドルを超えてはならない。
- 3 特殊事情の下では、センターは、上記の表を適用した場合の金額を上回る金額に、管理料金を定めることができる。ただし、センターはかかる可能性を当事者に事前に伝えなければならない。通常、上記の表から読み取れる管理料金の最高金額を超えてはならない。

- 4 当事者双方の要請があった場合、または一方の当事者の要請を他の当事者が黙認した場合、審理を停止するための条件として、センターは、本付属規程第2条1項が定める表に示された金額に加えて、追加的な管理費用の支払を要求することができる。かかる停止にともなう料金は、通常、1年につき1,000米ドルを超えてはならない。

第3条

調停人の報酬および費用

- 1 当事者と調停人の間に別段の合意がない限り、調停人の報酬は、審理において調停人が合理的範囲で費やした時間を基準に計算される。かかる報酬は、調停人が選任または確認された時点において、調停人と当事者に協議をした上でセンターにより決定された時間あたりの単価を基礎とする。かかる単価は合理的な金額でなければならず、紛争の複雑さおよびその他の関連事情を考慮に入れて決定されるものとする。
- 2 当事者と調停人がその旨を合意した場合においては、センターは、時間当たりの単価ではなく、審理全体に対して単一に固定された金額を基礎に、調停人報酬を決定することができる。かかる単一に固定された金額は、合理的な金額でなければならず、紛争の複雑さ、当事者と調停人が期待する調停人に求められる業務量、およびその他の関連事情を考慮に入れて決定されるものとする。センターは、当事者または調停人による理由を付した要請がある場合には、その裁量により、かかる単一に固定された金額を増減することができる。単一に固定された金額を増減するに先立ち、センターは、全ての当事者および調停人から意見を聴取しなければならない。
- 3 センターは調停人の費用の金額を合理的範囲で決定する。
- 4 調停人の報酬と費用は、本規則に規定されるように、センターが独占的にこれを定めるものとする。当事者と調停人の間で別に報酬を定めることは、本規則により許されない。

第 4 条

ICC 仲裁が先行する場合

当事者が同一であり、かつ、紛争の全部または一部が同一である紛争につき、ICC 仲裁規則に従った仲裁申立書の提出が調停に先行する場合、仲裁について支払われた管理料金の総計が 7,500 米ドルを超える限りにおいては、かかる仲裁に支払われた申立料金は調停の管理料金として充当されるものとする。

第 5 条

通貨、付加価値税および適用範囲

- 1 センターが定める、または本規則の付属規程に基づき決定されるすべての金額は、法律で禁止されている場合を除き、米ドルで支払うものとする。法律で禁止されている場合、ICC は別の通貨による別の表と料金体系を適用することができる。
- 2 調停人に支払われる金額には、発生する可能性のある付加価値税 (VAT)、または調停人の報酬に適用されるその他の租税公課、賦課金は含まれない。当事者は、これらの租税公課の全てを支払う義務を負う。ただし、かかる租税公課の回収は、調停人と当事者の間の問題である。
- 3 ICC の管理料金には、付加価値税 (VAT) または類似の税金が、その時点の率により課されることがある。
- 4 調停費用に関する以上の規定は、2014 年 1 月 1 日より、本規則または ICC ADR 規則の下で当該日以降に開始された全ての審理につき効力を有する。

第 6 条

選任機関としての ICC

ICC 内の権限ある機関を調停人選任機関とする申立は、鑑定人または中立者の選任に関する ICC 規則に基づいて処理され、調停人 1 人につき（返金されない）2,000 米ドルの申立料金が添えられなければならない。かかる申立料金の支払が行われない限り、一切の申立は処理されない。追加的に発生する業務について、ICC は、その裁量で ICC の管理料金を定めることができるが、その金額は、通常、最大で 10,000 米ドルを超えない額を上限として、提供された業務に相応するものでなければならない。

調停条項



ICC 調停条項

ICC 調停規則の下での調停の利用を希望する当事者は、それぞれ異なる状況や必要性に対応している以下の条項の中から1つを選択することを考慮すべきである。当事者は、選択した条項を、その固有の状況に適合させる自由を有している。例えば、当事者は、調停とは異なる和解手続の利用を明示することを希望する可能性がある。さらに、調停と仲裁の双方あるいはいずれか一方についての言語や場所を規定することを希望する可能性もある。

各条項の下に加えられた説明は、特定の状況に最も合致する条項を当事者が選択することへの助けとなることを目的とするものである。

条項の作成時には、文言が曖昧になる危険性を避けるよう、常に注意が必要である。不明瞭な文言は、不確実性と遅延の原因となり、紛争解決過程を阻害するか、または危険にさらす可能性さえある。

こうした条項のいずれかを契約に含める場合、当事者は、適用される法規の下での条項の執行可能性に影響を与えるかもしれない要因を考慮することが推奨される。

A 条項：ICC 調停規則の任意的な利用

当事者は、本契約に起因または関連して生ずる全ての紛争について、いかなる時点においても、その他の審理に影響を与えることなく、ICC 調停規則に基づく和解による解決を求めることができる。

説明：この条項を含めることにより、当事者は、いかなる時点においても ICC 調停規則の利用が可能であることを認めることになる。この条項は、当事者に何かをすることを約束させるものではない。この条項の存在意義は、いつの時点においても調停またはその他の和解手続の利用が可能であることを当事者に認識させるという点にある。加えて、この条項は、一方の当事者に、他の当事者に対して調停を提案することの基礎を与えることを可能にするものである。当事者は、ICC 国際 ADR センターにかかるプロセスについて助力を求めることもできる。

B 条項：ICC 調停規則の協議の義務

本契約に起因または関連して紛争が発生した場合、両当事者は、第一に、当該紛争を ICC 調停規則に付託することについて協議および検討することにつき合意する。

説明：この条項は A 条項から 1 つ段階を進めたものであり、紛争が発生した場合に、ICC 調停規則の下での審理に紛争を付託することを当事者がともに協議および検討することを求めるものである。当事者は、ICC 国際 ADR センターにかかるプロセスについて助力を求めることもできる。

当事者が、本規則の下での審理に紛争を付託することを最初から義務付けられることを望まず、紛争の和解の試みのための調停の利用について柔軟性を保持することを好む場合に、この条項は適切な可能性がある。

C 条項：必要な場合に並行した仲裁の存在を許容する ICC 調停規則への付託義務

(x) 本契約に起因または関連して紛争が発生した場合、両当事者は、第一に、当該紛争を ICC 調停規則に付託することにつき合意する。ICC 調停規則の下での審理の開始は、当事者が (y) 条項に従って仲裁を開始することを妨げるものではない。

(y) 本契約に起因または関連して生ずる全ての紛争は、ICC 仲裁規則に基づき、当該規則に従って選任される 1 人または複数の仲裁人によって最終的に解決されるものとする。

説明：この条項は ICC 調停規則に紛争を付託する義務を創出するものである。紛争が生じた場合、当事者は、本規則の下での審理を用いて紛争の解決を試みることになる。

この条項は、仲裁の開始の際に、当事者が ICC 調停規則の下での審理を終了する必要がなく、また、合意された期間の満了を待つ必要もないことを明らかにするものでもある。このことは、本規則第 10 条 2 項の下においても原則とされる立場である。

ICC 調停条項

この条項は、ICC 仲裁を紛争の最終決定のための審理と定めている。希望する場合には、その代わりに、別の仲裁、あるいは裁判やその他の同様の審理につき定めるために、本条項を修正することも可能である。

D 条項：ICC 調停規則への付託後、必要な場合には仲裁に付託する義務

本契約に起因または関連して紛争が発生した場合、両当事者は、第一に、当該紛争を ICC 調停規則に付託することにつき合意する。上記規則に基づき、調停の申立書の提出後 45 日以内に、または両当事者が書面で合意するその他の期間内に紛争が和解により解決されなかった場合、以降、かかる紛争は、ICC 仲裁規則に基づき、当該規則に従って選任される 1 人または複数の仲裁人によって最終的に解決されるものとする。

説明：C 条項と同様に、この条項は ICC 調停規則に紛争を付託する義務を創出するものである。

C 条項とは異なり、この条項は、調停申立書の提出後、合意された期間が満了するまでは、仲裁を開始できないと定めている。本標準条項において推奨されている期間は 45 日であるが、当事者は問題となる契約にとって適切と考えられる期間を選択すべきである。

D 条項は、ICC 調停規則の下での審理と並行して開始される裁判、仲裁、その他の同様の審理の存在を認める ICC 調停規則第 10 条 2 項の下で原則とされている立場を変更している。

C 条項と同様に、D 条項は、ICC 仲裁を紛争の最終決定のための審理と定めている。希望する場合には、その代わりに、別の仲裁、あるいは裁判やその他の同様の審理につき定めるために、本条項を修正することも可能である。

緊急仲裁人規定に関する事項

当事者は、C条項およびD条項の下では、緊急仲裁人規定の利用を希望するか否かにつき決定すべきである。

C条項およびD条項

当事者が緊急仲裁人規定の利用につき排除を希望する場合には、以下の文言がC条項またはD条項に加えらるべきである。

緊急仲裁人規定は適用されない。

D条項

- 1 当事者が緊急仲裁人規定の利用を希望し、かつ、調停申立書の提出後の45日間、または両当事者が合意するその他の期間の満了の前における利用を明確に望んでいる場合には、以下の文言がD条項に加えらるべきである。

調停申立書の提出から[45]日間または合意されたその他の期間、紛争の仲裁への付託の前に待たなければならないという要件は、当事者に対して、かかる[45]日間または両当事者が合意するその他の期間の満了の前におけるICC仲裁規則における緊急仲裁人規定の下での緊急措置申請書の提出を妨げるものではない。

- 2 調停申立書の提出後の45日間、または両当事者が合意するその他の期間の満了の後においてのみ、当事者が緊急仲裁人規定の利用を希望する場合には、以下の文言がD条項に加えらるべきである。

調停申立書の提出から[45]日間または合意されたその他の期間の満了の前においては、当事者は、ICC仲裁規則における緊急仲裁人規定の下での緊急措置申請書を提出する権利を有するものではない。

ICC 国際仲裁裁判所

www.iccarbitration.org

arb@iccwbo.org

電話 +33(0)1 49 53 29 05

FAX +33(0)1 49 53 29 33

ICC 国際 ADR センター

www.iccadr.org

adr@iccwbo.org

電話 +33(0)1 49 53 29 05

FAX +33(0)1 49 53 30 49

